

# 市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.196

2023/4/1

【毎偶数月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031  
Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp 郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会  
\* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。



「杜鵑花、子規（サツキ、ホトトギス）」

釜井 清

（無言館所蔵）

市民の意見 196号 目次

■巻頭詩 ひまわりの種

影山留都 2

■特集 「戦争政策」に抗するために

日中平和友好条約

——日中関係の立脚点——

浅井基文 4

最後の防波堤としての市民運動の

立て直しを

杉原浩司 7

福島原発震災後12年

天野恵一 10

■運動の現場から

「暇アノン」問題なのか？

北仲千里 13

石嶺香織さんへの名誉毀損

産経新聞社との裁判レポート

簗田理香 18

「支援する側」に問われること

■文化

差別の根源を探るまなざし

岡村幸宣 22

連載エッセイ⑩ 変容する食の世界

鈴木一誌 26

本の紹介 「広島 爆心都市から

加藤晴康 27

あいだの都市へ」

古沢宣慶 28

連載 非暴力と反軍の九条③①

天野恵一 31

連載 皇室情報の検証——象徴天皇教

と

憲法をめぐる問答⑨

田浪亜央江 35

連載エッセイ〈よそもの〉目線の広島⑥

北原博子 37

市民意見広告運動 報告とお願ひ

釜井 清 38

読者のおたより

編集後記 40

軍事郵便

山猫印刷所

会計報告 39

題字 安西賢誠 印刷・レイアウト (有) 山猫印刷所

# ひまわりの種

影山 留都

戦車の兵士たちの前に立つ人の手に ひまわりの種

戦車を止めるため

兵士たちが人間としての心を取り戻すよう

手の平にのせた種

最大の国土の最強の武器を持つ元首に

向かい合い 示されたもの

ひまわりの種は

鳥や動物の食べ物

人も食べる 中身を食べたり油にしたり

太陽に似た その花

あたりを照らす

心の中は温かく 希望に満ちる

## 【詩の作者】

影山 留都 (かげやま・ると)

1949年静岡県生まれ。散詩集『コトノハヅル』。東京都在住。

一粒のひまわりの種を蒔く

次の年 一輪からの種を全部蒔く

その次の年 また全部の種を蒔く

一面の黄金の大地

ひまわりの種は

弱い者の勇気の象徴になった

平和を願って小鳥や鳩や栗鼠や鼠も運ぶだろう

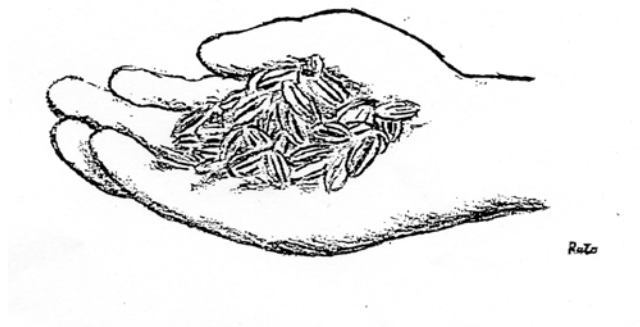
砲兵が人間性を取り戻すのに

手の平いっぱいひまわりの種

爆撃機の操縦者にはどれくらい？

被害妄想から戦争を始めたあの人には

埋め尽くすほどの ひまわりの種



# 日中平和友好条約

——日中関係の立脚点——

浅井 基文

## 秦剛外交部長の日中関係に関する提起

日中平和友好条約（以下「条約」）締結45周年に当たる今年、政治、経済、安全保障等各分野で日中の立場の違いが鮮明になる中で、習近平新体制下の中国の日中関係に関する所信を問われた秦剛外交部長は「言而有信、以史為鑒、維護秩序、互利共贏」の4つのポイントを指摘した（3月7日）。「以史為鑒（歴史を以て鑑となす）」と「互利共贏」（ウィン・ウィン）は、日中関係が立脚すべき原則として、中国が以前から用いていたキー・ワードだが、秦剛は日中関係の厳しい現実を踏まえて今日的な意味づけを与えている。これに対して、「言而有信」（言いて信あり）と「維護秩序」（秩序擁護）は日中関係の脈絡ではいわば初出であり、それだけに中国の日本・岸田政権に対する問題意識が強く反映されている。秦剛は次のように述べた（強調部分は筆者。今日的意味合いが色濃く込められている部分）。

「言而有信」（筆者…出典は『論語・学而』。交

友関係における鉄則は言行一致であることを指摘した「与朋友交言而有信」…両国が45年前に締結した条約は、中日関係発展の原則と方向を法的に確認した最初の文件であり、中日共同声明（1972年）等とともに中日関係の政治的基礎をなす。特に「互いに協力パートナーとなり、互いに脅威とならない」という（条約第1条の中心思想をなす）重要な政治的共通認識は厳格に遵守するべきであり、言ったからには実行するべきである。「以史為鑒」…日本軍国主義が中華民族に与えた深刻な危害は今なお痛みを残している。中国人民は忘れないし、日本も忘れるべきではない。歴史を忘れることは裏切ることを意味し、罪責を否認することは再び犯すことを意味する。中国は一貫して善意で日本に接し、善隣友好を希望している。しかし、仮に中国をパートナーとせずにもつばら災いを及ぼし、さらには中国封じ込めの「新冷戦」に加わるに至れば、傷口が癒える間もなく新たな傷口を加えることとなる。

「維護秩序」…今の日本にはいわゆる秩序を大いに語る向きもあるが、その秩序とは一体何ものであるかを明らかにするべきである。今日の国際秩序は世界反ファシズム戦争勝利の基礎の上に形成されており、3500万人の中国軍民の生命と鮮血を引き換えにして獲得したものである。中国人民は、戦後の国際秩序及び国際正義に挑戦する如何なる歴史修正主義にも同意することはあり得ない。条約は覇権主義反対を明確に規定（第2条）しており、条約のその精神は今日においても現実に意義を有する。

「互利共贏」…中日両国の長所は互いに補い合い、互いを必要としている。我々は市場原理と自由開放の精神を堅持し、協力を強め、産業チェーンとサプライ・チェーンの安定と円滑を共同で擁護し、グローバル経済の回復に動力と活力を注入するべきである。

最後にもう一つ言っておきたい。日本政府は、福島原発の核汚染水を海に放出することを決定した。これは日本だけの私事ではなく、海洋の環境及び人類の健康にかかわる重要な事柄である。我々は、日本が責任ある方法でこの問題を解決することを丁寧に促す。

## 岸田政権評価の分岐点

中国の岸田政権に対する認識は、「国家

安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」（いわゆる安全保障3文書）を閣議決定した2022年12月16日を境にして決定的に変化した。

中国は、安倍政権時代の日中関係に基本的に不満であり、1972年の日中国交正常化に尽力した大平正芳外相（当時）が率いた宏池会の現在の会長である岸田首相の誕生（2021年10月）に期待を寄せた。しかし、日米「2+2」（2022年1月）、ロシア・ウクライナ戦争（3月）にかこつけた「中国脅威」喧伝、参議院戦勝利後の改憲発言（7月）、米ペロシ下院議長及びハリス副大統領の訪日を歓迎した際の台湾関連発言（8月・9月）等を経て、中国の岸田政権に対する期待は、失望さらには警戒へと変化した。

日中友好8団体の一角を占める日中友好議員連盟の会長を務めていた林芳正が11月に外相に就任した際に、中国の対日期待感には若干持ち直した。しかし直後（12月）の安全保障3文書閣議決定及びそれを「土産」とした岸田首相のG7諸国歴訪時（本年1月）の一連の言動により、中国は岸田政権に対する不信を決定的に高めることになった。そのことは、2月に東京で行なわれた日中外交当局事務レベル協議（21日）及び安全保障対話（22日）に関する中国外交部

発表文に顕著に反映されている。冒頭に紹介した秦剛発言はその集約と言える。

中国側は事務レベル協議で、条約締結45周年を契機に共同声明、条約の原則を遵守するべきだ、と中日関係の拠るべき基本を念押しした上で、①平和・友好・協力という大方向を堅持すること、②グローバルな産業サプライ・チェーンの安定と円滑を擁護すること、③中日間の違い・矛盾を建設的に管理コントロールすること、④中日関係の安定的発展を確保すること、以上4点を具体的に要求した。また、歴史問題・台湾問題が中日関係の基本的信用・根幹であると指摘して、日本が以史為鑑と一つの中国原則を堅持すること、さらには核汚染水問題の適切な処理を求めた。

また安保対話では、①日本が軍事面の強化拡大を推進していること、②安保3文書で「中国脅威」を喧伝していること、③中国周辺地域で域外勢力との軍事的結託を強めていること、④台湾・南シナ海等の中国の核心的利益にかかわる問題で消極的言動を繰り返していることを列挙して、日本が一つの中国原則遵守の誓約を守り、中国との建設的な安全保障関係を構築するよう要求した。

日中関係にかかわる公式文件でこれほど歯に衣着せぬ物言いを表明するのは異例で

ある。岸田首相の「中国脅威に対する協調対処」を主要テーマの一つに据えたG7諸国歴訪行脚を批判した環球時報社説（1月11日付）以来、岸田首相を「岸田」と呼び捨てにすることが珍しくなくなった中国メディアの対日報道姿勢の変化にも象徴されるように、中国の岸田政権に対する認識は、安保3文書閣議決定を受けて根本的に変化した。

### 安全保障3文書

日本における戦後の安全保障議論の本質を喩えて言うならば、「重箱の隅をつつく」あるいは「木を見て森を見ず」に終始してきた。すなわち、戦後日本における平和・安全保障に関する論争は、ポツダム宣言・平和憲法に基づく非軍事路線か、対日平和条約・日米安保条約に基づく軍事路線かという、真っ向から対立し、両立し得ない二つの理念・法体系のいずれを選択するかをめぐって闘われてきた。この場合、正常な立憲国家であるならば、「9条改正」の是非について徹底的に議論し、最終的には憲法が定める手続きに従って決着をつけるという健全な常識が支配する。

しかし日本においては、反戦感情が強い国民を前にして、歴代政府は改憲に訴えるという憲政の常道を回避した。政府が採用

したのは、問題が起こる度に、9条と矛盾しない」と強弁する手法だった。要するに、「9条か安保か」という問題の本質を回避し、個々のケース毎に「合憲か違憲か」という「憲法解釈」の次元にすり替え、詭弁を弄して「合憲」という結論を導き出すことでその場をやり過ごすというものである。その結果、実に珍奇な（国際的には通用し得ない）主張が堂々とまかり通ることとなった。

珍奇な主張については枚挙にいとまがないが、確認の意味を込めて、これまでの政府の憲法解釈における代表的な事例を紹介しておこう。

○海外派兵（違憲）と海外派遣（合憲）

○武力使用（違憲）と武器使用（合憲）

○後方支援（違憲）と後方地域支援（合憲）

政府によれば、前者は「武力行使を目的とする」から憲法違反、後者は「武力行使を目的としない」から憲法違反ではない、と説明される。しかし、このような主張は国際的にまったく通用しない代物だ。

## 敵基地攻撃能力

安全保障3文書との関連で言えば、いわゆる「敵基地攻撃能力」をめぐる憲法論争が再燃していることは記憶に新しい。特に対米軍事協力推進に意欲を燃やす岸田政

権は、安倍政権時代の「集団的自衛権行使合憲」閣議決定を背景に、「我が国と密接な関係にある他国」に対する武力攻撃が発生した場合にも「自衛権行使」としての敵基地攻撃がありうるとしている。

しかし、米ソ冷戦終結後におけるアメリカの軍事力行使の事例（旧ユーゴスラヴィア、アフガニスタン、イラク、リビア、シリア）に限っても、アメリカは国際法違反の侵略戦争の常習犯だ。そのアメリカに自衛権を行使して反撃する国家（例えば中国、朝鮮）に對して「敵基地攻撃能力」を行使する日本は文字通り「侵略戦争の片割れ」となる。

ところが今日に至る国会論戦が示すとおり、野党は問題の本質を見ることができず、政府が設定した土俵で議論することに終始している。日本の安全保障論議は「重箱の隅をつつく」あるいは「木を見て森を見ず」である、と形容した意味が理解されるだろう。

## 中国の岸田政権批判

すでに紹介した2月の日中安全保障対話に関し、中国における日本研究の第一人者・楊伯江（中国社会科学院日本研究所長）は、ここでの最重要議題が「日本の軍事的動向」であったとした上で、大要次のように述べている（2月23日付人民網（H P）所掲「アジア太平洋地域の平和と安定を脅かす日本の

軍事力強化拡大」。日本が備えるべき平和・安全保障政策の本質を喝破していると言えらるだろう。結論に代えて紹介するゆえんである。

日本の軍事政策は、第二次大戦投降以来もっとも深刻な変化を遂げている。岸田政権は安保3文書により「専守防衛」原則を放棄し、いわゆる「反撃能力」を解禁し、NATO標準に照準を合わせている。防衛予算を大幅に増やし、憲法の平和主義の理念に背き、軍事大国に向かう危険信号を發出している。安保3文書により、岸田は2022年5月にバイデンが訪日した際に日本に課した「防衛力の抜本的強化」作業を完成した。こうして日本は日米軍事一体化に邁進し、アメリカに追従して「中国脅威」を宣伝し、対外関係における軍事的要素の比重を高めている。

日本に求められているのは、現実を直視し、長期的視野を備え、戦後の平和主義の理念を堅持し、交流と対話を通じてアジア近隣諸国との相互信頼・協力を増進し、地域の平和と安定に積極的な役割を果たすことである。こうしてのみ、地域に利益をもたらし、日本自身をも救うことができる。

（あさい・もとふみ／政治学者、元外交官）

# 最後の防波堤としての市民運動の建て直しを

～戦後最大の平和主義の危機に際して

杉原 浩司

3月27日、毎日新聞ネット版が驚くべき事実を報じた。3月15～17日に幕張メッセで開催された武器見本市「DSEI Japan」の会場で、イスラエルの軍需産業大手「エルビット・システムズ」と日本の軍需商社である「日本エヤークラフトサプライ」伊藤忠アビエーション（伊藤忠商事の100%子会社）との契約覚書の締結式が行なわれた。幕張メッセの一角で、拍手に包まれながら、「Cheers（乾杯）！」とシャンパングラスで祝杯があげられた。なんとグロテスクな光景だろうか。

エルビット・システムズは、イスラエルの悪名高い「死の商人」で、パレスチナ・ガザ地区への空爆などに大量の武器を供給してきた。昨年2022年には、イスラエル軍によって、子ども53人、女性17人を含む224人のパレスチナ人が殺された。生き延びた子どもたちの多くが、深刻なトラウマに苦しんでいる。

同社製品について、日本エヤークラフトサプライが生産や保守管理を、伊藤忠アビエーションが販売促進を行なうことで合意したという。これは、憲法9条を持つ日本の軍需商社が、イスラエルの戦争犯罪企業の共犯者になることだ。

## 独裁化する権力とブレーキの不在

3月28日、戦後最悪の大軍拡予算があっさり成立した。総額が6兆8219億円と前年を約1兆4000億円も上回り、武器ローン代を加えると10兆円を超える。前年比で米国からの武器購入費が4倍、弾薬経費が3.3倍、施設整備費が3.3倍、研究開発費が3.1倍など、戦争に突入したかのような激増ぶりだ。

しかし、成立強行という歴史的な瞬間に、国会に駆けつけて抗議したのはわずか40人ほどだった。「あの時何をしていったの？」と後世の人々に指弾されるであろう非対称ぶりにこそ、私たちが直面している困難の深刻さがある。

危機はこの国の全身をくまなく蝕んでいく。プーチンのウクライナ侵略にも明らか

なように、権力の独裁化を防ぐことは戦争を避けるために不可欠だ。しかし、日本では、独裁化に歯止めをかけるべき野党、メディア、市民のすべてが衰弱している。立法府が決めるべき内容を行政府に丸投げする土地規制法や経済安保法の相次ぐ制定に見られるように、国会の権限は著しく弱められ、行政権力の肥大化が止まらない。いっつになく「強い野党」こそが必要とされているのに、立憲民主党執行部は、大軍拡を煽る日本維新の会との「共闘」を優先し、徹底抗戦の意志は見られない。

メディアはどうか。この間、NAJATが呼びかけて結成した「STOP大軍拡アクション」は、「破りすてちゃえ安保3文書」行動や反貧困、教育、気候危機などの視点から大軍拡を問う院内集会、「死の商人レイセオンはトマホークでぶったくるな」日本支社前アクションなど、様々な行動を展開してきた。しかし、マスメディアは驚くほどに冷淡だった。安倍「国葬」の際の積極的な報道ぶりとの落差は激しい。

## 声を上げる市民はどこへ

市民運動と言えば、肝心な時に声を上げる市民があまりにも少ない。ルーティン（定例行動）が優先され、呼びかけるべき時に行動が呼びかけられない。団体が呼びか

けなくとも、自律的な判断で国会に駆けつける市民がもつともいいのだが。「安保法制」反対に12万人、安倍「国葬」反対に1万5千人が集まったが、総がかり行動が安保3文書改定前の11月30日に呼びかけた日比谷野音集会和国会請願デモの参加者は1500人に留まった。この間、ようやく安保3文書の学習会や大軍拡に反対する集会が各地で開催されるようになり、危機感 は確実に共有されてきている。しかし、現実の動きに到底追いつけていない。

私が強調してきたのは、岸田政権による「異次元の大軍拡」は、明文改憲よりもひどいということだ。なぜか。明文改憲ならば、国会決議を受けて、最後は「国民投票」により主権者が決定権を行使できる。しかし、いま進んでいる大軍拡は、憲法を変えなければできないはずのことを閣議決定のみで決め、国会にも主権者にも諮らず、真つ先にバイデン米大統領に報告しながら強行されている。独裁政権のやり口で、戦後の安全保障政策の根幹が覆され、全面的な戦争準備に舵が切られている。

戦後最大の危機を、危機として受け止められず、対応する力を失っている平和運動こそが最大の危機にあるのではないか。

### 国営軍需工場の出現へ

今回の大軍拡の危険性について、ここでは、軍需産業の救済と育成、武器輸出の促進に絞って解説したい。前者については、国内企業の軍需生産からの撤退の流れに歯止めがかからないことが背景にある。この間、住友重機械工業が機関銃の生産から撤退し、コマツは軽装甲機動車の開発を中止した。最近では、自衛隊の主要航空機の電装品や部品を生産してきた島津製作所が、防衛事業からの撤退を表明した。この10年間で100社にのぼる企業が撤退したと言われている。

その原因として、販売先が自衛隊のみに限られ、納入武器の価格に競争原理が働かず、利益率が低いことなどが指摘されている。さらに、米国をはじめとする海外製武器の爆買いにより、国内企業のシェアが低下したことも挙げられる。

こうした状況を受け、防衛省が重い腰を上げた。平均8%だった武器納入の利益率を最大15%に引き上げ、2月10日には「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」を国会に提出した。いわば「軍需産業救済法案」である。法案には3つの重大な問題点が存在する。

第一に「軍需工場国有化法案」である。衰退傾向にある軍需企業に包括的な財政支援を行なったうえで、それでも事業継続が困難な場合、最終手段として、製造施設を国有化し、生産を事業を受け継ぐ企業に委託する。これにより、戦後初めて、国営軍需工場＝現代版の工場の出現する。「包括的な財政支援策」とは、①製造工程の効率化やサイバーセキュリティ強化など「生産基盤強化」のための経費支給 ②武器輸出を行なう企業への財政支援 ③日本政策金融公庫による貸し付け促進、である。

この内の②が、「武器輸出支援法案」という第二の問題点だ。輸出先の要望に応じて武器等の仕様・性能等を変更する費用に助成金を交付する。2023年度予算では、そのための基金創設に400億円を計上している。

武器輸出三原則の撤廃から丸9年が経つが、日本からの完成品の武器輸出は、フィリピンへの三菱電機製防空レーダー輸出の1件のみだ。大苦戦を挽回するため、税金を軍需企業に投入しようというのだ。

### 「企業版秘密保護法」の危険性

第三の問題点も見逃せない。武器等に関する情報管理を徹底するためとして、性能などの秘密を故意に漏えいした場合に刑事



罰を設ける。既に3月16日、秘密保護法対策弁護団とデジタル監視社会に反対する法律家ネットワークが、これを厳しく批判する声明を発表した。「処罰の対象とされる『装備品等秘密』の要件が、極めてあいまいであり、国の特定秘密保護制度を兵器産業従事者にまで拡大するものであって、『企業版秘密保護法』を制定しようとするものにはかならない」と。

この危険な法案は、4月に本格審議が始まる見込みであり、反対運動の組織化が急務だ。また、大軍拡の財源となる「防衛力強化資金」という基金を創設するための「防衛財源確保法案」にも反対しなければならぬ。

## 「死の商人国家」への暴走

武器輸出拡大の本丸は、武器輸出の用途を「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の5つに制限してきた「防衛装備移転三原則」の運用指針の改定だ。2014年4月1日、安倍政権は閣議決定のみで武器輸出三原則を撤廃し、防衛装備移転三原則を策定した。言葉を言い替え、武器輸出を国策とした。しかし、武器輸出の全面解禁まではできなかったのだ。

現行の運用指針の制約を取り払い、戦闘機やミサイルなど殺傷能力の高い大型武器

の輸出に舵を切ろうとしている。日本、イギリス、イタリアで共同開発する次期戦闘機が完成した暁には、第三国に輸出することも想定している。これは紛れもない「死の商人国家」への道である。

武器輸出を煽る戦争屋も後を絶たない。河野太郎デジタル相は、「週刊ダイヤモンド」2022年8月27日号で、「今回、ウクライナから日本にミサイルなどの供与の依頼がありました。残念ながら受けていません。全部戦場で試すわけにはいきませんが、チャンスがあれば供与して、実力を試す必要がある。実力があるなら輸出ができる。今回もそういうチャンス逃した」と言い放った。かつてなら、辞任に追い込まれたはずの大暴言だ。

また、自民党の佐藤正久参議院議員は、3月6日の参議院予算委員会で、「自衛隊が廃棄予定のMLRS（自走榴弾砲）をウクライナは喉から手が出るほど欲しがっている」と決め付けた。しかし、来日したウクライナのハブリロフ国防次官は、3月15日、日本に医療器具や医療車両による支援を訴えており、佐藤議員の煽りに根拠が乏しいことが露呈した。

## レピュテーションリスクへの働きかけ

公明党が統一地方選の争点となることを

嫌ったため、防衛装備移転三原則の運用指針の改定は、選挙後の5月以降に先送りされた。市民と立憲野党は先んじて武器輸出の全面解禁の是非を争点化させる必要がある。

軍需部門の比率が低い日本の軍需企業（大手の三菱重工、川崎重工でも1割前後）は、「死の商人」と批判されることで民生部門の売り上げに響くことを恐れている。死の商人国家への暴走を止めるために、「レピュテーション（評判）リスク」を突く必要性が増している。

3月23日には、トマホークを製造する米レイセオンの日本支社への抗議行動を展開した。また、12式地对艦誘導弾の長射程化を担う三菱重工に対しては、消費者団体と連携して不買運動を行うことを検討している。異次元の大軍拡に対抗できる異次元の平和運動を実践するときに来ている。

（すぎはらこうじ／武器取引反対ネットワーク（N AJAT）代表）

## 福島原発震災後12年

——原発大転換(逆コース)と大軍拡、これに対峙する  
 〈原発ゼロ〉と〈絶対平和主義〉原理

天野 恵一

私は、2011年3月11日、あの福島原発震災の直後、様々な運動課題に取り組んでいるグループに呼びかけ、3月24日の「ピープルズ・プラン研究所」での会議をふまえ、「福島原発事故緊急会議」を多くの人々と共にスタートさせた。ここでの初めての原発運動への参加と持続の中で、2011年9月に結成された「再稼働阻止全国ネットワーク」へ呼びかけ団体として合流。ここでの活動を通してさらに、茨城県にある「東海第二原発」、東京まで110kmの最も近く危険な老朽原発を首都圏の(自分たちの足もとにある)原発として位置づけ、これを廃炉に追い込むことを目指す「とめよう! 東海第二原発首都圏連絡会」を、主に茨城現地の人々との共闘を目指して結成。私はそうした流れで原発運動の活動をなんとか持続している。

〈3・11〉原発震災から12年目の今、この間岸田政権は、まるで〈3・11〉など存在しなかったかのごとく、その時からハッキリ拡大されてきた〈原発ゼロ〉社会へ向かう大きな動きをまるごと叩き潰していくしか実現できない「原子力依存」社会への「逆コース」を突き進んでいる。より具体的には、夏までに多くの原発再稼働、原則40年、最長60年の運転期間の期限ナシへの延長、「新設や建て替え」を公言する政府主導の政策。そしてこれとどう対決していくかが論議されて行く中で、この間、岸田政権が推し進めている「攻撃的軍事力の公然たる飛躍的強化(予算の拡大とアメリカからの武器の爆買いと「台湾有事」をにらんでの、南西諸島のミサイル基地づくりに象徴される)」。この絶対平和主義憲法(九条)の死をもたらす軍事政策は、原発「逆コース」策動とまぢがいなく連動している。だとすれば、この「原発」と「反戦平和」の二つの闘いを結びつけて、反戦・反基地・沖縄連帯行動を持続しているグループと交流し、原発運動を拡大するチャンスに、このピンチの状況を逆用できないのか。この問題提起が「首都圏連絡会」の中でなされ、学習会、討論会が持たれだしている。

3月11日の『朝日新聞』(二面)は、こう書きだされている。

「全国で関連死を含む、死者・行方不明者が2万2212人となった東日本大震災から、11日で12年を迎える。津波の被災地で住まいやインフラの整備がほぼ終わり、被災者の心のケアなどに課題の重点が移る一方、東京電力福島第一原発事故の被災地で復興の遅れが際立つ。放射線量が高く住めないとされた帰還困難区域の一部で、昨年から避難指示が解除され始めたが、地域の再生にはなお難題が山積する。警察庁によると、震災による直接の死者は全国で1万5900人、行方不明者は2523人(1日現在)。復興庁によると関連死は3789人(昨年度末現在)。避難者はピーク時の約47万人から減ったが、今も3万1千人にのぼり、福島県から9割を占める」

このデータからも原子力(放射能)被害の恐ろしさが滲み出ている。

この〈現実〉を前に、自民党副総裁で長くあり続けている麻生太郎の「原発で起きた死亡事故はゼロ」発言(今年1月)についてみると、誰しも強烈な怒りを通り越し、絶望的な気分にならざるを得ないだろう。

岸田政権——こういう感性と論理の持ち主である権力者たちが、ウクライナ戦争が

もたらしたエネルギー不足などを口実に原発「逆コース」大転換路線・アメリカ(安保条約)じかけの戦争に積極的に参戦していく方向への大軍拡路線を突き進んでいるのである。

(3・11)直後に政府によって発せられた「原子力緊急事態宣言」は、未だに解除される見通しなど、まるでたまたない状態なのである。この(宣言)は、マスメディアも触れることが少なく、「復興」をスローガンとする東京オリピックまで実施されたしまったということもあり、多くの人がわすれてしまっているかもしれないが、私たちは(緊急事態宣言)下を生きているのである。大量の死傷者たち・避難者たちの存在を前に、私たちはこの事を想起し続けなくてはならないはずだ。

この角度から、原発と軍事(戦争)の関連に切り込んだ論文をここに紹介する。

元福井地裁裁判長樋口英明は原発問題は「根本的には国防問題」であると力説しつつこう語っている。

「原発の本質が国防問題であることは、ロシアのウクライナ侵攻を機にますます明らかになりました。多くの日本人は原子炉に砲弾が当たらない限り過酷事故にはならないと思ってますが、砲弾が電気系統に当たって原子炉を冷やし続けることができな

くなると、過酷事故になるのです」。

「しかし、戦争を契機として天然ガスなどが値上がりしたという事実よりもはるかに重大なことは、ロシアがサボリージャ原発を攻撃目標にしたという事実です。サボリージャ原発はヨーロッパ最大の原発です(因みに世界第一は新潟県の柏崎刈羽原発で、日本海を隔てて北朝鮮などと向かい合っています)。サボリージャ原発の過酷事故による被害の大きさは『ヨーロッパ壊滅』とも言われています。『ヨーロッパ壊滅』は『天然ガスなどの値上がり』とは、ものの軽重においてまったく異次元の事柄です」。

この現実を無視する防衛(軍拡)論は、まったくの空論であると論じつつ彼は「五十数年の原発が河岸沿いに林立している我が国」の戦争など「開戦=敗戦」であると断じている。

「原発は我が国に向けられた核兵器です。これを除去するのに外交交渉も戦略も膨大な防衛費もいりません」(「原発回帰と安保政策の転換について」『季節』2023年春号)。

同じ問題を小出裕章は「戦争は静かに日常生活に入ってくる」(『季節』2023年春号)で、こう論じている。

「ロシアは、今現在ドニエプル川東にあるサボリージャ原発を占領している。そこは、100万キロワットの原子炉を六基抱

えるヨーロッパ最大の原発がある。東京電力福島第一原子力発電所の事故では1、2、3号機の三基の原子炉が溶け落ちたが、その三基の合計の電気出力は二〇三万キロワットであった。そしてその炉心の中には

広島原爆に換算して七九〇〇発分のセシウム137が含まれていた。そのわずかに二〇%が大気中に放出され、さらにそのうちの二〇%が日本の国土に降った。つまり炉心にふくまれていたセシウム137の0.4%が降っただけだったのに、東北地方・関東地方の広大な大地が放射線管理区域の基準を超えて汚染された。もしサボリージャ原発が破壊され炉心に存在している放射能の大部分が放出されるようなことになれば、地球規模の放射能汚染となる。そうなれば、親ロシア系住民が多く住むウクライナ東部、さらにその東部にあるロシアは壊滅的な汚染を受ける。そのため、ロシアが軍の命令としてサボリージャ原発を破壊することはないと私は思ってきたし、今でも思っている。しかし戦争とは何が起きても不思議ではない。もし、原発を通常のミサイルで攻撃し、破壊すれば、原発は超巨大な原爆に姿を変え、敵国を破壊する。原発を抱えながら戦争はできない。もし『悪い奴らが攻めてくる』ことを心配するのであれば、何よりもまず原発をなくさ

せなければならぬ。／フクシマ事故によって、原発の持つ巨大な危険が事実としてあきらかになった。そのため原子力＝核の旗を強力に振って来たアベさんすら原発の推進を言えなくなった。そして『今度は原子力への依存を減らす』『新規増設は考えない』『原発の寿命は原則四〇年、例外で六〇年』と表明し、自身の延命を図った。

しかし、岸田政権になり、その方針を転換し、再び原子力に回帰した。『原子力を最大限活用する』ことになり、『来夏以降最大で十七基の原発再稼働』『原発の寿命制限を撤廃』『次世代型の革新原発炉の開発・建設する』という。／その一方で、岸田政権は、新しい国家安全保障戦略を閣議決定し、中国を仮想敵国とした米国の安全保障に従属し、防衛費はこれまでの二倍に増やすと表明した。なぜ、二倍なのか、二倍に増やして具体的に何をするのかなど、まったく具体策もないまま、その財源は『今を生きるわれわれの責任だ』として増税するのだと言う。国会では何の議論もしないで、その方針を持って、岸田さんは米国のバイデン大統領と会談、『真の友人』だと言われ、にこにこ笑って日本に帰ってきた。

小出が結論的にここで強調しているのは、岸田政権の原発推進と大軍拡路線の二つは〈根本的に矛盾する〉という点である。

私たちも、政府の政策はこの根本的に矛盾したまったく「幻想」的「非現実」的であることをより説得的に明らかにする方向で、運動をくみたてていかなければならぬまい。

『東京新聞』（3月15日）に、注目すべきアンケートとその結果が紹介されている。

「原発が武力攻撃に遭ったロシアのウクライナ侵攻から一年に当たり、原発が立地する十三道県二十二市町村に共同通信がアンケートした結果、約三割の自治体が国内の原発が攻撃される可能性に『不安を感じる』と回答した。約七割の自治体は防衛や外交の問題だとして明確な回答は避けたが、自由記述では国の安全対策の強化を求める声も多く、危機感の高まりがうかがえる」。

しかしその自由記述による回答の中には、国に防護対策をキチンとせよと求める声がいくつも紹介されている。

結論はハッキリしている。存在している原発の「防護」などは不可能、とすればまず、とにかく原発をなくすという方法しかない。これは、あまりにもハッキリしている。軍事力強化など、戦争を呼び込む愚かな政策であるにすぎない。この当たり前の現実認識を運動的に拡大していく必要がある。そして、戦争を挑発する軍拡をストッ

プさせ、外交交渉を軸に軍事的対立を回避する政治的努力へ政府を向かわせるコース以外には、われわれがあたりまえに生存し続けることを可能にするコースはない。

考えてみれば、〈原発ゼロ〉への大きなうねりは、〈3・11〉原発震災後に強力につくりだされてきた。それ以前の「平和利用」イデオロギーにまきこまれた原発推進政策がもたらした巨大な被害への歴史的反省が、そのベースにはあった。また戦後憲法の〈軍事拒否の絶対平和主義〉が、広島・長崎の原爆による大量殺傷に象徴される、日本の侵略戦争と植民地支配のゴールにもたらされた戦争被害のすさまじさへの反省が生み出したものだという認識は、広く共有されてきた。

原発震災後12年の今、この〈原発ゼロ〉と〈絶対平和主義〉が全面的に破壊されようとしている。こうした暴力的な政治に抗う、私たちの運動原理は、やはり〈原発ゼロ〉と〈絶対平和主義〉であり続けていることを確認しつつ、運動を持続したい。

（あまの・やすかず／本誌編集委員）

# のら 「暇アノン」問題なのか？ 動か 現場 いやもつと、女性支援法に注目すべき 運現

北仲 千里

## パート1 女性支援団体への新手的攻撃

2022年12月ごろ以降、最近ずっと、東京の若年女性支援団体などをネット上（TwitterやYoutubeほか）で叩く動きが一挙に活発化している。これについては、Twitter上でそれを読んでおられない方には何が起きているのかわかりにくいと思うので、まずはその概要をご説明する。

暇空茜というアカウントの人物（本名は水原清晃、40代男性とのこと）が発信し、それに同調して何人かの人物が色々な情報を彼らなりに（外的な想像に基づいて、意地悪な疑いの目をもって）情報収集して、彼らの考えた「疑惑」説を発信して盛り上がっていて、その結果、女性支援団体やその政策への攻撃や妨害活動が起きてしまっている。

その特徴をごく短くまとめると、次のようになる。①最初は、支援をしている民間団体Colaboが自治体（東京都）から受け取っている助成金の使用に不正があるのではな

いかとして、それに関する住民監査請求などを暇空が都に出した動きがあり、「その疑惑はなかった」という監査結果が報告されても、「問題があった」と歪曲し発信し続けていること、②さらに、自治体以外からColaboらが受け取っている助成金の存在（赤い羽根や休眠預金、日本財団等々）が色々と探されてそれらについても「疑惑」があるとか、Colaboに助成することが問題であるかのように語られ、③ColaboやBONDプロジェクト、私たち全国女性シエルトアネットなどが、最近の女性支援法の有識者会議や、内閣府民間シエルトア等支援のための会議の構成員になっていることから、「これらの団体は自分たちに公的助成金が来るように仕向けている」のではないかと、いう説が宣伝され（「公金チューチュー」などと表現される）、④「だから」という彼らの独自の理屈で、東京都が主に助成金を出している民間団体の中で彼らの目に留まったもの（かれらは「WBPC」と呼んでいる若草、BOND、はっぶす、Colabo）に対して、次々と

住民監査請求を行ない、そこで得たそれら団体の活動内容、決算書などをTwitter等で公開して「どうしてこれに〇〇円使っているのか」と論評している。⑤暇空は、単なる団体の助成金の不正問題としてではなく、途中から「ナニカグループ」（彼らの命名による）がこれらの団体の背後にいたのだという説をとえ始め、何か巨大な闇の利権集団があるとか、「WBPC」がその中核にあり、その裏で糸を引いている「ラスポス」は元厚労省の村木厚子氏なのだという「珍説」を開陳し始める。けっきょく彼らがいう「ナニカ」とは、DV、性暴力や女性や少女たちの貧困を問題提起しようとする、「フェミニストの運動」という意味でしかないのだが、「男女平等」「女性の権利」とかいうと演出効果が薄れてしまうからなのか「ナニカグループ」などと呼んでいるようだ。そして、ネット上で「この人物とこの人物がつながっている」「この人物がこっちの団体も、こっちの団体のメンバーでもある」などという情報を探し出しては「闇のつながり、利権構造」のようなものを見つけてはコーフンしているようだ。さらに、情報開示請求の書類に押された役所の日付印が偽造なのではないかとまで騒いでいる。ネットで情報を探す人々は、DV加害者が宣伝しているDV施策に

関わる誤報や、DVシエルターや民間支援団体に関するデマ（離婚をさせるビジネスなのだ、というような）を見つけてきて自分たちの「知識」に加えるものだから、最近彼らの行動は、女性支援団体ヘイターの性質をますます強く帯びるようになってきている。

さて、ここまで説明すると、現場で被害者の相談支援をしている方などからは、「はあ？ 暇なんですかね!」「公金の不正、闇というなら、オリンピックとか、電通とか森加計とかもつと巨悪を追及すれば？」などとあきれた反応がそろって返ってくる。ただ彼らについては、あきれて放置しておいてよいわけにもいかないネガティブなポイントがいくつかある。

1つ目に、彼らはゲーム遊びをしているということ。彼らの多くは、現実にDVで逃げられた妻と子をめぐって裁判バトル等をしているDV事件当事者ではなく、単に自治体への情報公開請求制度などを使った、ネット上での宝探しをしているゲームの感覚なので、何でも無邪気に「遊び」にしてしまう。情報の真偽も気にせずに面白ければ拡散するし、そのことが現実の被害者にもたらす影響や結果には責任を持たない「ゲーム」だからこそ（ゲーム感覚で画面を見ながらボタンを押して戦争で人を殺してしま

えるのと同じように）責任感や歯止めがない。またブームに煽られて別の人物が行動し始めていくという面もある。

2つ目に、彼らが、男性のオタクだということだ。暇空はじめ彼らの主要なTwitterアカウントのアイコンは、アニメ絵的な少女の顔である（著作権の問題があると思うのでここで彼らのアイコンの女性のイラストを紹介することはやめておくが、ネットで検索してみていただきたい）。彼らは少女を性的な存在として使う作品や広告等を「性差別的」と批判されたことを根に持つ人なのである。だからそもそも、女性支援の問題の背景も、法制度も支援活動の実際も知らない興味がない。むしろ少女への性的搾取に親和性がある。アニメ少女の皮を喜んでかぶっている中年男性たちが、少女画像を二次元で性的に楽しむ自分たちに向けられた嫌悪感や批判を恨んで行動しているのであって、まっとうな市民による「公金不正使用の監視」とは違うものだ。

3つ目に、私の周りの人たちが一番ショックを受けるのが、暇空やその他の人が「Colaboに訴訟で訴えられたので助けて」と呼びかけると、あつという間に何千万円（報道では暇空には8千万円超）が集まったという事実だ。一部勘違いした人が騒いでいるだけではなく、それが多くの人の関

心を集め、女性支援団体へのいじめを応援する人々がこれほどいるということだとすれば、それは空恐ろしいことである。

### ネット上から現実世界にまでに登場してきた「暇アノン」たち

さて、これを批判的にみている人々は、暇空やそれに同調する彼らを「暇アノン」と呼んでいる。アメリカを中心にインターネットで極右的な陰謀論が起こり、それが現実の議事堂襲撃などまでひきおこした「Qアノン」になぞらえているのだ。アメリカの「ゲーマーゲート」事件の日本版だとか、ミソジニー（女性嫌悪）に基づく「インセル」の無差別テロ事件との共通点を見出す指摘も出ている。

暇アノンの中には、目立ちたがりで現実から接近禁止の仮処分も出た、団体の事務所あたりをうろろろする者、団体関係者の「住所に確かめに行ってみた」とネットで発信している者もいる。他県の女性支援団体への公的支援を調べる者も登場した。こうした風評被害や、色々と支援情報を公開されニセの解釈が流されることによって、支援団体の方は本当に活動がしにくくなっている。なんとといっても、支援の対象となる女性たちへの影響が最も懸念される。相

談の場が利用しにくくなったたり、「支援を受けているので、私の居場所がばれてしまうのでは」と不安になり怯えていたりするという話も聞く。今回、タイミングが合ってしまった厚労省の女性支援法の基本方針等の有識者会議が奇しくもその批判ゲームのターゲットになり、「女性（だけ）の支援に公金を使うな」という意見が殺到したり、国会や地方議会でも質問をする議員も登場し、様々な社会課題解決に助成金を出している各財団にも苦情が来ているという。

このようなネット上のデマ・陰謀論による大衆のデジタル過激化やそれと女性蔑視との関係については、社会学者の私としては現代社会に起きている社会現象としてさらに深く考察していきたいところだが、何人かの論者が「Twitter他で非常にクリアな分析や考察も発信しているのだから、「暇空問題」の説明はこの辺までにしておきたいと思う。暇空を批判している人やメディア関係者ですら、現在の女性支援をめぐる政策の動きや、そもそもの女性支援の現状をあまりにご存じないと思うので、私からは暇空問題だけでなく、女性支援の状況にもっと注目してほしいと思う。

## パート2 「女性福祉」をめぐる現状、そして自治体の助成がなぜ始まったのか

さて、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメント、ストーキング、予定しない妊娠、シングルマザー世帯の困窮など、主に女性が直面しやすい様々な問題がある。それに対して、出産支援、母子家庭支援、犯罪被害者支援など、断片的な政策は行なわれているが、特に虐待・暴力関係の政策は圧倒的に不足していて、また、施策の対象からはこぼれおちる人々もいることや、複合的な困難を抱えて通り一遍の施策では対応できない人の存在が指摘されている。一言でいえば、ジェンダー構造によって生み出されている困窮や暴力被害などの問題を包括的に「福祉」として位置づける施策が、これまではなかったのだ。2022年5月に制定された新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以降は「女性支援法」と呼ぶ）は、その状況を変えていく一つとなることが期待されている。

私自身はDV・性暴力等の相談支援に関わっているので（注1）、以下ではこの中でも特にDV・性暴力などのいわゆる「ジェンダーに基づく暴力（女性に対する暴力）」の相談支援について説明したい。大まかにい

うと、①日本では、DV被害相談は、公的な相談センターを中心に制度設計されているが、それは売春防止法を根拠にした厚生労働省の婦人保護事業であったため、色々限界がある。他方、制度の外で、各地域で個人やグループが必要に迫られて手弁当でシェルターを開設したり、支援に走り回ったりしているのが民間支援団体であるが、こちらは財政基盤がなく、小規模であり、ない地域もある。

②性暴力被害については、現在では性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが全都道府県に1つまたはそれ以上設置されるようになり、相談の受け付けから、医療支援（緊急、および中長期）、心理支援、司法支援（弁護士による法律相談や、警察へのつなぎ、警官同行、裁判支援）、職場や学校・地域での事件の対応支援、福祉・生活支援まで、包括的な支援を提供している。ただし、こちらは根拠法がなく、施策を推進しているのは内閣府である。各県の設置主体のばらつきも影響し、一部の県では非常に活発に活動しているが、支援内容が全国で同じではないという問題もある。

③DV・性暴力どちらにしても、圧倒的に支援を担う人材が不足している。これらは専門的な知識やスキルが必要な仕事であり、また医療や司法、心理、福祉など様々

な専門家がかかわってケースに対応する必要があるもののだが、日本では専門支援員（他国では通常はソーシャルワーカー）が職業として成り立っていないため（筆者は大学に雇われるという形でたまたまそれを職業にできている稀有な者）、人件費が確保され支払われることと、人材育成とがまさに必要とされている。

### （1）DV相談センターに電話しても、シェルターに保護されないという現実

さて、各県では相談窓口の広報がされていて、DV法に定められた「配偶者暴力相談支援センター」に相談してくださいと呼びかけられている。このように日本ではDV相談やシェルターというものは公的機関（自治体）が主に担っている（注2）。そして、DV問題に関する啓発や、自治体のDV基本計画策定、市区町村が設けた配偶者暴力相談支援センターまでは、内閣府が関与するが、DV相談の中核機関は、各都道府県が運営する「婦人相談所である配暴センター」（以下、配暴センター）である。そこだけが公的シェルター（一時保護所）を持っており、また、どの相談者をシェルターに一時保護するかを決める「措置」の権限を持っている。婦人相談所はもともと売春防止法にもとづいて設置されたものであり、その

解釈の拡大による運用を重ねる中でDVや性暴力被害者、人身取引被害者などもここで保護するとされてきた。婦人相談所が行なう「婦人保護事業」を管轄するのは厚生労働省である。

そこで、市区町村や県の配暴センターでは、2001年のDV防止法施行以来、DVの電話相談など（最近ではSNS相談も）をするのだが、全国の「都道府県の婦人相談所」ではない配暴センター（と、名乗っているもの、多くは他の課や相談窓口と兼ねている）は1000以上あるが、ここでは電話や面接相談を行なうものの、「シェルターに保護して、その後の様々な支援をする」一部の仕事はできない。逆に都道府県の婦人相談所の方は、なかなかシェルターに保護しないと、利用できる人の条件が厳しい、保護の基準が自治体によって違い、結局誰がどういう手順をふめば利用できるのか明確でない、シェルターは外出禁止や携帯禁止など利用しづらいなどの批判がでてくる。例えば、仕事も何もかも捨てて県外に避難する覚悟がある人でないと利用できないとしたり、一定程度の現金を持っていると保護しない、精神疾患や障害があると保護しない、シェルターを出た後、どこに行くかが決まっていない人は保護しないなどのことがあり、私たちシェルターネットも、

他の民間団体もそのことに疑問を呈してきた。一言でいえば婦人相談所はなかなか被害者を保護せず、さらに、一時保護されたDV被害者に対する支援も十分に機能していない。

なぜそうなのかというと、それは売春防止法（売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にある者や、現に売春を行なう恐れがある者を保護し、更生させる目的の法律）や「居所無し」の困窮者を救うための施設であるという性質が色濃く、また各県でされる人員や予算は非常にわずかなものでしかなく、「他方他施策優先」原則（つまり他の施策や法でカバーできるものはできるだけそっちでやってもらう）によって運営されてきたからである。

### 大都市部は「直来無し」ルール

さらに、なぜか婦人保護事業における不思議なルールとして、「市区町村にいる婦人相談員から、都道府県の婦人相談所に保護対象者を送り込む」という原則があるため、被害者が都道府県婦人相談所のDV相談電話にかけても、「ではすぐに面談しましょう」と言っていて面談し、そのままシェルターに入れるということは実は起きない。特に大都市部の自治体ではそれが顕著で、シェルターに保護された人の経路はほぼ



「警察から」「市町村から」のみで占められていて、「被害者本人が相談にきてシエルターに入った」というケースはない（『「直来無し」』）のである。近年、このような数居の高さ、アクセス方法の不明さ、評判の悪さなどが影響して、公的シエルターへの一時保護件数は減少傾向が続いている。「コロナ禍でDVが深刻化した」と言われた時、「シエルターは満杯なのですか」と聞く人がいたが、実はコロナ禍では婦人相談所はますます「警察経由のみ入れる」というような方針になっているところもあって、公的シエルターはより一層すいていたのではないかとさえ思われる。

2022年制定の女性支援法は、そういった現状を打破し、公的な相談支援センターを変身させるために作られた法律である。しかし、今までのやり方があまりに長かったため、変身には時間がかかる。2022年度にはまず基本方針がつけられ、先日そのパブリック・コメントが実施された。施行はさらに1年先の令和6年度から、となっている。パブリック・コメントにかけられた厚生労働省の有識者会議による「基本方針」案については、法律の条文そのものに、相談支援が「人権の擁護」、「男女平等の実現に資するもの」の理念のもとに行われることがようやく掲げられた

こともあって、画期的な部分もたくさんある。例えば、上に書いた「どういう人がシエルターに一時保護されるのか」という全国统一基準がようやく作られることになり、また、婦人相談所を経由して「措置」されないと利用できなかった婦人保護施設も、利用申請がしやすくなる。しかしまだまだ不十分な点や詰め切れていない点もある（注3）。基本方針案に対する私たちシエルターネットの見解は、「提出したパブリック・コメント」としてウェブサイトに公開されているので、詳しくはそちらをお読みいただきたい（注4）。

## （2）民間への支援

我々DV民間シエルターや、最近新しく活動を始めたColaboやぱつぶすなどの民間支援団体は、まさに制度の外におかれ、ボランティアで活動をしながら、問題を発見して社会に発信し、公的機関では救えない被害者をも支援し、支援ノウハウも蓄積してきた。諸外国では民間団体に多くの事業を行政が委託して支援施策を行なっているところが多い。そこで、日本で財政支援がこれほどないのはあまりにも良くないとして、2019年に大臣が開催した、内閣府の「DV等の被害者のための民間シエルター等に対する支援の在り方に関する

検討会」で、先進的な活動をしている団体に対し3年間、自治体を通して、助成金を出す方向性を打ち出した。また、女性支援法成立が見込まれていたので、支援法成立までの間、他の施策では救えない人々に対する支援活動をしている民間団体に助成金を出す「つながりサポート」事業を内閣府が実施し、また厚生労働省も法施行までの間の婦人相談員の強化や民間団体支援強化・推進事業などの予算を計上してきた。今回暇アノンの攻撃のターゲットになったのは、これらの助成金である。

もし、今回のネット上のデマによって、民間団体への助成が控えられ、活動が縮小させられるようになれば、ようやくやっと前に進むようとしている日本のDV・性暴力施策の道をふさぐという愚かなことになってしまう。国や自治体もデマや情報開示請求攻撃にひるまずにふんばって施策を進めていただき、女性支援施策が本当に良いものになるのかの方に、多くの市民に注目していただきたいと思っている。

（注1）DV被害者のための民間シエルターの全国連絡組織である「全国女性シエルターネット」や、広島での性暴力ワンストップ相談センター、キャンパスでのハラスメントの相談支援に関わっている。

（注2）DV相談やシエルターは主に公的な機関が行っているということをDV加害者の方が知ら

ないことがあり、意見表明などで発信をしている我々のような民間シェルターだけが、「シェルター」なのだと思解されていることが時々ある。「民間団体（と弁護士）が被害を捏造し、相談者を煽ってシェルターに避難させている、そうすれば委託費で儲かる」というデマがあるが、ここで述べるように公的シェルターの保護数も落ちていて、民間への委託はほとんど少ないので、委託費で潤っているという想像は誤りである（そもそも委託されても利益などないのであるが）。「内閣府の予算何億円がシェルターネットに渡されている」などという妄想による誤報もあるが、公的シェルターの運営は厚労省管轄の事業であり、大きくはずれた理解である。

(注3) このように、女性支援法は基本的に現在の婦人相談所の事業を大きく変えるための法律である。したがって、それを民間団体に公金を流す仕組みとして理解するのは暇アノンの誤読である。また、女性支援法「基本方針案」の議論は、DVについてはすでに「DV基本方針」（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針）がありそれによって支援が行われるため、それ以外の業務の部分等について議論されている。(https://www.gender.go.jp/policy/no\_violence/e-vaw/law/pdf/houshin.pdf)

そのことを知らない人が「性暴力や若年女性支援の話だけしている」などと誤読して「Tweetすることも起きている」。

(注4) <https://nwsnr.or.jp/images/PDF/statement202302.pdf>

(きたなか・ちさと) / NPO法人 全国女性シェルターネット共同代表、大学教員

## のら 石嶺香織さんへの名誉毀損 産経新聞社との裁判レポート 「支援する側」に問われること 運動の現場 運現場

箕田 理香

2023年2月28日。40席が用意された東京地裁522法廷の傍聴席は満席に近い状態であった。産経新聞社のインターネット上のニュースサイト「産経ニュース」に掲載された記事が名誉毀損に当たるとして、元沖縄県宮古島市議の石嶺香織さんが産経新聞を訴えた訴訟（提訴は2020年9月23日）の判決の日。原告席には、石嶺さんと神原元弁護士。被告席には、産経新聞社の弁護士は無く、記事を書いた半沢尚久記者の姿も傍聴席に無い。落ち着いたかない気持ちで始まりを待つ。開始時刻をほんの数秒すぎたところで裁判長が入廷し着席したと思いきや、早めの口調で一気に主文を読み上げる。結果は、勝訴。東京地裁は、基本事項を欠いた取材により書かれた記事は事実ではないと認定した。今もネット上に残る記事の削除と、原告に対して11万円の支払いを命じる内容であった。

の向こうで戦争が始まる——宮古島から見えること」と題した寄稿が掲載されている（読まれていない方は是非バックナンバーで）。この稿では、裁判活動を支える「石嶺香織さん支援の会」発起人の立場から、判決内容を報告し、若干の考察を加えたい。

### SNS社会で拡散される捏造記事

提訴から2年と5ヵ月。問題の記事は「自衛隊差別発言の石嶺香織・宮古島市議、当選後に月収制限超える県営団地に入居」の見出しで、石嶺さんが宮古市議会議員であった2017年3月22日に掲載されていた2017年3月22日に掲載されていた。記事の要旨はこうである。——自衛隊に関するSNSでの発言について市議会から辞職勧告が出された石嶺氏が、1月の市議補選後に県営団地に入居していることがわかった。県営住宅の申し込み資格の月収額を上回る市議の報酬を得ているにもかかわらず、当選前の年度の所得に基づき、2月に入居した。仲介業者は、石嶺氏に、市議の収入は資格基準を上回るため入居する

の向こうで戦争が始まる——宮古島から見えること」と題した寄稿が掲載されている（読まれていない方は是非バックナンバーで）。この稿では、裁判活動を支える「石嶺香織さん支援の会」発起人の立場から、判決内容を報告し、若干の考察を加えたい。

かどうか確認したが、石嶺氏は「住むところがないので1年だけ入居させて欲しい」と答えた。

紙の新聞と違って、インターネット上に掲載される記事は、読者によってあつという間に拡散されていく「仕組み」が用意されている。どの新聞社でもそれぞれの記事にSNSなどのボタンが表示され、読者はそこをクリックすることでの自分のアカウントで手軽にその記事を紹介できる。特に「Twitter」に関しては、他のユーザーがどのようなコメントをつけてシェアをしているかを手軽に見ることができるよう、例えば産経ニュースの場合は「みんなの反応」、朝日新聞デジタルの場合は「is」というボタンが用意されている。この石嶺さんに関する記事も、SNSや個人のブログであつという間に拡散され、特に、匿名での開設が容易な「Twitter」上では、「反日」という2文字に象徴されるような誹謗中傷の風が吹き荒れ、やがて10月22日に投票を迎える宮古島市議会議員選挙に向けて「#石嶺香織落選選挙」（原文ママ）というハッシュタグで落選運動を呼びかける投稿も続いた。

石嶺さんは大手紙が発した1つの記事によって「県営住宅に不正に入居している議員」であるというレッテルが貼られ、そ

こには枕詞のように（自衛隊に関する石嶺さんの発言の背景への理解もなく一部を切り取った上での）「あの自衛隊差別発言の」というフレーズが付いてまわり、リアルな宮古島での日常でも、いやがおうにも見えてくる自分を取り巻くネット空間の中でも、実害も含めて絶え間なく苦痛を受け続けることになった。仕事や活動の支障となり、家族にとつても大きな痛みとなった。その受苦の日々への想像力を働かせながら、判決文をもとに、この裁判の社会的な意味、つまり私たち「市民」にとつての意味を考えていきたい。

### 裁判の争点と東京地裁の判断

争点は以下の6項目とされた。(1)本件記事の公開により、原告の社会的評価が低下したか (2)本件記事の公開に係る真実性の抗弁の成否 (3)本件記事の公開に係る真実相当性の抗弁の成否 (4)損害の発生及びその数字 (5)消滅時効の成否 (6)本件記事の削除の可否

争点(1)においては、東京地裁は、当記事内容について（一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告は適法に入居資格を得ていたものと理解することは困難）であり、（県営住宅に係る定めに反する行為をしていると理解されるもの）とし、

原告の社会的評価を低下させるものと認定した。

争点(2)においては、まず、記事の「県営住宅の月収制限を超える政令月収を得ているにもかかわらず入居した」との内容について確認がなされた。入居申し込み資格の月収基準額を、記事は15万8000円以下としていたのに対し、東京地裁は、沖縄県の条例（県営住宅の入居に関する法令の定め）に基づき、入居申し込み当時の原告世帯には未就学児がいたことから、裁量世帯としての基準額である政令月収21万4000円が基準となるとし、同条例の定めるところにより原告世帯の政令月収を計算し、その基準額を超えていないことが明らかにされた。次に、記事の「県営住宅入居当時である平成29年において、入居の月収制限を超える政令月収を得ている」との内容について確認がなされた。まず、前述の条例に照らして、（入居時である平成29年度における原告世帯の収入を考慮することは、それ自体謝りである）とした。また、東京地裁は、条例に基づく算定により（平成29年における原告世帯の所得金額を踏まえて計算した政令月収は19万1168円であり、裁量世帯の基準額21万4000円を超えない）とした。このように、原告側の主張を全面的に認め、（本件摘示事実の重要な部分は真

実であるとは認められないから、本件記事の公開に違法性がないとして不法行為を構成しないとはいえない」と結論づけている。

争点(3)においては、記事内容について、被告の側に真実と信じるに相当の理由があったか否かという「真実相当性」が争点となった。名誉毀損の裁判の場合、真実相当性が認められれば、行為者(被告)の故意又は過失は否定され、不法行為、つまり名誉毀損が成立しないという判決の前例があるとのことだ。本件においても被告である半沢記者の取材手法やプロセスについて、提出されていた取材ノート等をもとに検証がなされたが、石嶺さん本人への取材も行なわなかった半沢記者の取材は「基本的な取材事項の取材を欠いた不十分なものであったというほかない」とし、真実相当性は認められていない。

争点(4)(5)については紙面の都合上割愛するが、争点(6)の記事の削除の可否について東京地裁は、「本件記事は、現在に至るまで継続してインターネット上に掲載されており、原告の人格権が侵害され続けているものといわざるを得ないから、被告に対し、その削除を命じるのが相当である」と結論付けた。

## 問われるべきは、私たち

判決が言い渡されてから、新たな宿題を言い渡されたかのように、この裁判が持つ社会的な意味をずっと考え続けている。石嶺さんの弁護士である神原元弁護士は、判決言い渡し後の記者会見と報告会で、他の係争中の裁判事案の例も引きながら「沖繩差別であり、民主主義の根幹を歪められている、とんでもないことです」と語っていた。石嶺さんは記者会見で、「沖繩に関して、フェイクニュースや誹謗中傷が続いているが何か連帯のメッセージがあれば」との質問に答える形で、「沖繩に対して何を言ってもいいという風潮がどんどん出てきていると思う。だからこそ、沖繩の基地問題や軍事化に抗う声をあげることに対して、差別発言や誹謗中傷やデマを流すと、法のもとに罰せられますよ、という事例をきっちりとして積み上げていく。それが大切だと思う」と語った。

あらためて強く思う。石嶺さんの訴えは、「個人的な」名誉毀損の問題にとどまらない。本土からの沖繩差別。軍事化に反対の声を上げる市民への口封じ。女性差別。この3つが重なり合う構造的な差別の問題ではないか。沖繩には何を押し付けてもいい。軍事化に反対の声をあげる者は非国民、何



報告会の最後に宮古民謡を歌う石嶺さん

を言ってもいい。女性の発言は軽んじていい。生意気な女性は潰してもいい……。その空気を生み出し、容認してきた日本社会、つまり「私たち」の問題なのだ。

また、今回の記事に対して「思い込みで書かれた記事」「基本的な取材を怠った記事」とする見方もあるが、それでは問題の本質を見えなくしてしまう。この裁判が、原告の石嶺さんのプライベートな問題の範疇を超えているのと同じように、記者としての資質や姿勢の問題にとどめてはおけない。このような捏造記事を許しているのは誰なのか、書かせているのは何なのか。やはり、その視点からも問われるべきは「私たち」ではないのだろうか。

なかなか難しい課題ではあるが、裁判の経緯を振り返る時に、判決が出た日に会場を参議院会館に移して開いた報告会の光景を思い出せば、エンパワーメントされている。裁判の報告会としては異例かもしれないが、そこには、裁判のことを子どもたちにも伝えておきたいと家族6人で上京していた石嶺さんの子どもたちの姿があり、そして報告会の最後には、三線の音にのせた石嶺さんの唄声が会場に響いた。裁判の背景にある宮古島の歴史や現状を、宮古民謡を通して伝えたいという石嶺さんの考えで、報告会の中に組み込んだ。宮古民謡の歌詞には、支配者からの差別や抑圧の影が色濃く差し込んでいる。それでも自然界の美しさに心を動かされながらたくましく生きる民衆の唄だ。当日、石嶺さんが唄ってくれた「豊年の歌」の歌詞で繰り返された「世や直れ（ゆうやなうれ）。「弥勒世（みるくゆ）ぬ実らば世や直れ」という歌詞について、石嶺さんは「農作物が豊作で、生活がうまくいくように、平和な世になるように」という祈りの唄だと解説してくれた。石嶺さんの唄には、会場の、宮古民謡の笛の奏者でもある支援者と、そして夫の勇人さんから「サーサー」と合いの手が飛ぶ。4人の子どもたちも（聞いていないようにで

聞いている。未来を生きる子どもたちのために、私たちは諦めることはできない。支援する側、支援される側。その境界線を超えて今の時代に生きる「当事者性」をあらためて自覚すること。そこから学び直していきたいと思う。

本文中の（ ）箇所は全て、本件の判決（東京地裁令和5年2月28日判決言渡）からの引用である。

### 追記1

石嶺さんは、判決の一部を不服として3月8日付で東京高裁に控訴をしたと、16日に宮古島市内で開いた記者会見で発表した。不服としたのは、提訴日の2020年9月23日から3年を遡り、2017年9月23日より前に発生した損害については賠償請求権が時効により消滅しているとする東京地裁の判断。記事が出た2017年3月22日から9月23日までの、一番被害が大きく深刻だった時期の被害が時効で消滅したとされた。石嶺さんは「ネット上で公開された日からずっと被害は続き、時効が消滅したとされる期間に拡散されたデマや誹謗中傷は今もネット上に残り、読んだ人の記憶も消せない」と語っている。

### 追記2

東京地裁および宮古島市での記者会見の石嶺さんの会見全文は、インターネット上の石嶺さんの「note」で読むことができる。  
[https://note.com/timpab\\_kaori](https://note.com/timpab_kaori)

（みのだ・りか／私たちは声をあげる 石嶺香織さん支援の会）

### ▼表紙絵の作者▲



釜井 清  
（かまい・きよし）

1922（大正11）年4月22日、和歌山市で八男一女の長男として生まれる。父は小学校教師だった。和歌山国民学校卒業後、1937（昭和12）年、布地染め色図案家をめざし修行の傍ら、和歌山国民職業機械工補導所に通学。1941（昭和16）年、三菱工業名古屋航空製作所に徴用される。1943（昭和18）年2月22日、応召。比島派遣隊17635部隊住吉隊に所属。1945（昭和20）年6月10日、フィリピン・ルソン島リサル州サンタイネスにて戦死。享年23。

# 差別の根源を探るまなざし

「趙根在写真展 地底の闇、地上の光

——炭鉱、朝鮮人、ハンセン病——」

岡村幸宣

埼玉県東松山市にある原爆の凶丸木美術館では、五月七日まで「趙根在写真展 地底の闇、地上の光 ——炭鉱、朝鮮人、ハンセン病——」を開催しています。

趙根在（日本名村井金一）は、一九六〇年代から一九八〇年代にかけて、国内各地のハンセン病療養所を訪ね、隔離政策によ

て収容された患者や回復者、とりわけ在日朝鮮人に焦点を当てながら、差別のなかで生き続ける人間存在に迫る写真を撮り続けました。今回の企画展では、国立ハンセン病資料館の協力を得て、未公開写真を含めた二〇九点の写真を中心に、趙根在の残した多様な仕事を紹介しています。

趙の両親は朝鮮半島の出身者で、朝鮮が日本の植民地とされていた時代に、生活に苦しみ日本へ渡ってきました。趙は愛知県の大府町、現在の大府市に生まれています。

一九四四年、趙が小学校へ入学した年に家族で岐阜県へ移り住みましたが、父親が病に倒れて家族の生活が厳しくなり、一九五二年、趙が中学三年生のときに学校を中退して垂炭鉱山で炭鉱夫として働きはじめました。一八歳未満の違法労働だったそうです。

炭鉱の仕事に慣れるにつれて、次第に生活は改善されていきましたが、炭鉱の仕事は過酷です。事故も多く、地底の闇のなか

で死の危険と隣り合わせの日々を過ごすことになりました。その頃の気持ちを、趙は次のように回想しています。

「私の内側では新たな貧困と飢餓がはじまっています。取り残されていく不安、地底の闇からの脱出、地上へ、光への願望。陽が射し、風がそよぎ、星が輝く、そんな所。頭の上に命と闇を絶対に支配する、岩盤が覆っていない世界を渴望しました。……渴ききらないボロボロを着て、坑内に下ってゆくのは、怒りよりは悲しみでした。もうイヤだ!!でした」

やがて炭鉱の仕事を離れた趙は、在日朝鮮人の歌舞団に照明係として入団し、全国公演に帯同します。その旅の途中で、熊本県にある国立療養所菊池恵楓園を慰問に訪れたことをきっかけに、ハンセン病の療養所に暮らす在日朝鮮人の存在に関心を寄せるようになりました。

一九六一年、東京の三笠映画という独立プロダクションで働きはじめた趙は、東松山市にある国立療養所多磨全生園に足を運びました。園内で暮らしている在日朝鮮人を訪ね、祖国へ帰ることもできず、「らい予防法」の強制隔離の対象となっている同胞の存在を知ったのです。そのとき「太陽こそ頭上に輝いているけれど、人々は有形



多磨全生園、煙管に火をつける・1961年



岐阜県、坑内労働・撮影年代不明

無形の壁に囲まれ、地底同様の闇に在るのだ」と感じたことから、「私には、出口を開き、自由の光をあてることは全く不可能としても、願望のいくらかを伝えられるかもしれない」と思い立ちました。

「伝達のいかなる方法も技術も知らず、自分の姓名すら確かに書けない、元石炭掘りが途方もない思いつきをしてしまったものです」と趙は回想しています。それでも自分にできる方法はないかと考えたとき、舞台照明や映像の仕事をしていたことも



帰国前の家族・1965年頃

あって、写真を思いついたそうです。写真家としてテーマを探してハンセン病を見つけたのではなく、ハンセン病の療養所の人々と出会い、伝える手段として写真を選びとったという点は、趙の仕事を考える上で重要です。

日本の社会のなかでは、趙自身も朝鮮人という被差別者として生きていました。理不尽な境遇に苦しむ人たちの存在は、自身にも重ねられるものだったでしょう。

趙は一九七一年に長島愛生園で行なわれ

た座談会で「写真というのは写す人間のものじゃないと思っているんですよ。逆にいったらあれはね、写される人間のものなんですよ」と語っています。一方で、「決してハンセン氏病だけの問題ではなくて、ぼくじしんの人間性の回復というね、いえば人間性の回復というより獲得やな」とも語っています。

一見、逆のことを言っているようにも思えますが、「写される人間と写す人間というものが、ひとつの共通するテーマ、同じテーマを発見して、シャッターを押し、見せるというね。このときぼくは写真というものが何かを語ることが出来るやろうと、ぼくはそう思うんです」と語っているように、趙は互いに「人間同士として向きあえ語りあえる写真」を撮りたいと考えていたのです。

感染、発症の可能性が低い病気であるにもかかわらず、そして化学療法によって治療が可能になってからも、隔離政策は依然として続き、根強い差別は残っていました。そのため、園内で暮らす人たちは、本名を名乗らず、故郷を隠し、写真を撮ることも拒否していました。しかし回復者の人々と寝食を共にし、分け隔てなく接していた趙は、次第に人びとから友情と信頼を寄せ



栗生楽泉園、舌読・1966年

られていきました。はじめは朝鮮人の撮影からはじめましたが、やがて親しくなった日本人の回復者も撮影するようになりました。

趙の写真の特徴は、被写体との距離の近さ、自然さです。お茶を飲んだり、煙草を吸ったり、散歩をしたりする様子や、園内で行われていた数々の労働、そして出版活動や待遇改善のための運動に取り組む姿など、療養所で暮らす人たちの生活に寄り添うように、類例のない写真を残しています。趙が約二〇年間に足を運んで撮影した療



栗生楽泉園、筈雄二・1969年

養所は、多磨全生園をはじめ、青森県の松丘保養園、宮城県の東北新生園、群馬県の栗生楽泉園、静岡県駿河療養所、岡山県の長島愛生園、邑久光明園、香川県の大島青松園、熊本県の菊池恵楓園、そして鹿児島県の星塚敬愛園と、全国に一三カ所ある国立療養所のうち、沖縄と奄美を除いた一〇カ所を数えます。医療や処遇の改善を求めて官公庁を訪れ直接交渉を行なったり、街頭デモを行なったりする回復者たちの姿も撮影しており、写真の数はおよそ二万点におよびます。

今回、丸木美術館の企画展では、メインのイメージとして、栗生楽泉園で暮らす歌人の金夏日キムハイが被写体となって「舌読」をしている写真を選びました。重度の後遺症で指先の感覚が麻痺し、視力も失われた状態でありながら、それでも舌や唇を使って点字を読むという不屈の姿勢が、逆光のなかにシルエットとして浮かび上がる、美しく象徴的な写真だと考えたのです。

金は歌集『無窮花ムクジョウカ』に、趙の存在を想起させる歌を収めています。

いく日か共に寝起きして写真撮る若きカメランに親しみのわく

春の日の光照りとおるこの朝カメラ向けられつつ点字歌集読む

手術後にて頬こけしわれも同胞の君のカメラにおさまりにけり

ライ知らぬ後の世の人は舌読のわが写真見ていかに思わん

こうした歌の存在も、撮影者と被写体のあいだに心の通い合う特別な関係性を示しているのでしょう。

栗生楽泉園の親しい友人のひとりには、詩人の筈雄二ハセタケもいました。一九八一年に皓星社から刊行された筈の詩と趙の写真によ





栗生楽泉園、監房（牢格子）・1966年

る共著『ライは長い旅だから』は大きな反響を呼び、趙の写真を広く知らしめる意味でも重要な機会となりました。

その後、趙は『季刊 人間雑誌』で「日本国らい収容所」と題するグラビア連載の仕事を手がけます。また、記録文学者の上野英信は、筑豊の炭鉱写真集の刊行にあたって、趙に監修として共にかかわることを依頼しました。一九八四年から一九八六年にかけて、葦書房から『写真万葉録・筑豊』全一〇巻が刊行されます。

同じ時期の一九八五年から一九八六年にかけて、趙は月刊雑誌『解放教育』に、「ハンセン病の同胞たち」と題する回想記を一〇回にわたって連載しました。自身のルーツである朝鮮人と炭鉱、ハンセン病の

問題に橋を架けようと試みる、全部で九万字を超える長編の連載でした。

それまで読み書きへの苦手意識をたびたび語っていた趙が、どれほどの努力を重ね、どれほどの強い思いを込めてこの連載を書きあげたのだろうと想像します。その背を押したのは、さまざまな困難にも挫けずに、決して読むこと、書くことを手放さなかった療養所の詩人たちの姿ではなかったかと思ふのです。

ちょうど東京都東村山市の国立ハンセン病資料館では、企画展「ハンセン病文学の新生面 いのちの芽の詩人たち」を開催中です（五月七日まで）。一九五三年に三一書房より刊行された、各地の療養所から詩人たちが参加して作られた初めての合同詩集『いのちの芽』を七〇年ぶりに復刊し、その重要性を再評価するという企画です。趙が写真を撮りはじめたより一〇年ほど早い時期に刊行された詩集ですが、その後も続いた各地の療養所のネットワークは、趙にも少なからぬ影響をもたらしていたと思います。研をはじめ、このとき参加した詩人のなかには、後に趙と親しく交流する人たちも含まれています。

『いのちの芽』復刊に尽力した国立ハンセン病資料館の木村哲也学芸員は、現代において「出会われるべき詩、出会うことを

待っていた詩の言葉」であると話していました。その表現を借りるなら、趙の写真や言葉もまた、「出会うことを待っていた」ものたちではないでしょうか。

『解放教育』の連載を終えた後、趙は文学や歴史、宗教、美術、哲学、民俗学など幅広い領域の本を読み漁り、差別の根源を見極めようと独自の研究を続けていました。しかし、隔離政策を進めてきた「らい予防法」が廃止された一九九六年、趙はがんと診断され、翌九七年に逝去しました。今回の丸木美術館の企画展は、残された写真と言葉から、趙の思いがどのようなものであったかを探る試みでもあります。

展覧会にあわせて刊行した図録には、出品写真二一〇点とともに、趙の文章「ハンセン病の同胞たち」も全文再録しています。この展覧会が、趙根在の仕事に少しでも光の当たるきっかけとなることを願っています。それは近代国家が急いで駆け抜けた歴史の裏に無惨に置き捨てられ、それでも人間としての尊厳を失わなかった人たちの存在の証を伝える、かけがえない仕事であると思っています。

（おかわら・ゆきのり／原爆の凶丸木美術館学芸員）

物価高が止まらない。6%の物価上昇との報道があり、6%は、体感的には2〜3割の物価高に相当するのではないか。飲食店では、電気代の値上げは2倍に感じられるという。食でも、さまざまな異変が起きている。イカのほかに、サバも記録的な不漁で、一部のサバの缶詰が販売中止だという。シシャモも、稚魚のうち大型魚に食べられて不漁だ。イモの不作で、焼酎のある銘柄が販売停止となった。英国ではトマトの品不足に直面している。

連載エッセイ・第91回

米国の物価高はいろいろと報じられていて、ハンバーガーがひとつ3千円で、焼き魚定食が6千円だと読んだ。だれが食べられる

のだろうか。しごとでたびたびアメリカを訪れるひとの話では、物価高もさることながら、チップの高さにおどろくという。2割では、イヤな顔をされ、3割に近くを払うことになる。3千円のハンバーガーに3割のチップを払ったら、およそ4千円になる。働くひとの生活がきびしく、チップに頼らざるを得なくなっているのかもしれない。

その米国でも、「1000円シヨップ」が人気のようにだ。米国では「1ドルシヨップ」というのか。その1ドルシヨップではチップが不要だ。日本で1000円シヨップを運営する経営者の談話が新聞に載っていた。物価高で個々の商品を値上げしたい気持ちはある。「しかし」とその経営者は語る。「1000円シヨップ」の魅力は、値札を気にしないで買い物ができる点だ。たしかにわたし自身、1000円シヨップではいちいち値段を気にしない。ときおり、1000円以外の品物もあり、最近買ったものでは台所用のタイマーが2000円だった。「1000

## 変容する食の世界

鈴木一誌

円シヨップ」においては値付けではなく、気にするのは「個数」である。10個買ったら1000円プラス税である。人類史上、値段を気にしない買い物は稀有ではないか。コンビニと1000円シヨップとが近所であれば暮らしていける気がする。コンビニと1000円シヨップの融合はすでに既成事実だ。コンビニで買った商品が1000円シヨップのものだったというケースはよくある。たとえば、ポケットティッシュやウエットティッシュである。

米国で、客単価10万円の寿司屋が人気を集めているとの記事を読んだ。10人くらいの客をとり、メニューはすべて「おまかせ」である。これならば、どのくらいの食材が必要かを把握でき、ネタを日本から飛行機で届くようにする。寿司職人からのレクチャーを客が受ける「寿司教室」の魅力のようだ。「赤身」「中トロ」のちがいなど、10貫前後の寿司を題材にして、語ることは多くある。

イタリアの生ハムやドイツのソーセージといった豚肉製品の、日本への輸入が1年以上ストッパーしている。家畜伝染病のせいだ。行きつけのイタリア料理店ではフランス産の生ハムを使っている。高級な寿司店のネタは吟味され、安全なはずだ。だが、だれもが高級寿司店に行けるわけではない。新聞に折り込まれている広告では、おびただしい数の寿司が宣伝されている。こんなにマグロを食べてよいのか。対して1貫あたりおよそ1万円の寿司を食べる客もいる。歪みを感じる。

(すぎき・ひとし/ブック・デザイナー、題字デザインも筆者)



『広島』

爆心都市からあいだの都市へ

「ジェンダー×植民地主義 交差点としてのヒロシマ」連続講座論文集 交差

高雄きくえ編 インパクト出版会 2022年 3000円＋税

本書は、2019年に他界された加納実紀代さんの蔵書・資料を広島で引き受け、資料室を開くことになったことを記念して、2021年に行なわれた連続講座の記録である。本書に加納さんの最後の著書『銃後史』を歩く』の出版記念会での講演が収録されている。「鳩と折鶴」に象徴される平和への祈りとそれを体現する被爆都市ヒロシマ。これにたいする自身被爆者であった加納さんの問いは、「銃後」の女性たちの歴史に連なる「被害」と「加害」の二重性に向けられていた。多くの論者を集

めたこの企画は注目すべきもので、触発されることは多かった。それだけにあえて筆者の抱いた疑問点を記すことにしよう。

なにより本書の主題に関し、今日に至る被爆者たちの歩み、さまざまな運動が、どう踏まえられているかということである。昨年末、韓国の被爆者運動に長年取り組んで来た郭貴勲さんが亡くなった。彼が最初に在韓被爆者として声をあげたのは1962年のことである。その彼が国外居住というので拒まれてきた被爆者援護法の適用をかちとったのは、2002年だった。彼は在韓の身であったが、在日の動きはどうだったのか。本書には、韓国・朝鮮人の側からの「広島の在日朝鮮人史」掘り起こしや「在日朝鮮人女性史・生活史」の報告がなされている。これらはわれわれの認識を深めさせてくれる重要な内容を含んでいる。しかし、韓国・朝鮮人被爆者の運動や直面した困難については、日本の側からさらに追及される必要がある。

同様のことは、女性と被爆の問題についてもいえる。被爆の後、最も早くその現実を作品に示した者たちに、栗原貞子や大田洋子など女性たちの存在が目立つ。また、被爆者ではないが戦後早くから広島に入り、被爆者の調査や援助に携わった山代巴らの活動は、『この世界の片隅で』（岩波

新書、1965年）に結実していた。ここでは川岸のバラックに住む朝鮮人たちや、福島町の被差別部落の人々、あるいは沖繩の被爆者たちの、まさに「片隅で」積み重ねられる「闘い」に眼が向けられていた。最近話題を呼んだ（この世界の片隅に）とは大違いである。本書の後の方で、原爆文学を研究する川口隆行が、作者こうの史代を批判し、自らの関心を大田洋子や山代巴に向けている。賛成である。要は、彼女たちを、生きた時代の現実に置き直して見ることであろう。本書で切明千枝子が写真を示した被服支廠の女性たちの運命が思いやられるが、それは、1945年8月6日を絶対的瞬間としながらも、被爆とは人それぞれにとつての過程でもあったということである。原爆症、胎内被爆、被爆2世や3世、それらは女性たちに男性とは異なる現実を強いた。広島「戦後」は終わっていない。本書を見ると、被爆の現実にさらされた「戦後」と「平和都市広島」の「戦後」とが、ややもすると切断されている傾向があるように思われる。だが被爆に連なる混沌の「戦後」に立ち返り、「復興」の影に隠れた人々の「闘い」を検証することは大切であろう。

加藤晴康（かとう・はるやす／西洋史・国際関係研究、元大学教授）



# 非暴力と反軍の九条

(31)

古沢 宣慶

## 無抵抗は無い

高校時代の友人が、『機』という藤原書店発行の小冊子を私に手渡しして、その中の一文の主張に自分も賛成だと言った。沖繩の詩人・川満信一の「絶対不戦の思想」である。前回の拙文はそれに対する反論を目的としたのだが、川満の文からの引用を省略したのは失敗だった。「白旗の思想」とか「インドのガンジーの〈無抵抗の抵抗〉の思想」などの句がある不愉快な文章を、書き写して印刷に付する気になれなかったし、スペースの節約もあった。その結果、数名の者から、「説明不足だ」との指摘を受けた。川満は、「憲法九条の〆絶対不戦〷の思想を、現実を引き据えて考えると、闘わずして降参することであろう」と論じた。「無抵抗」の信念に従って「九条」を解するのは当人の勝手だが、私は、「白旗論」は「無気力な敗北主義になる」と考える憲法学者もいるということを知ってもらうために、岩波新書という比較的ポピュラーな出版物を取り上げて、小林直樹『憲法九条』を紹

介した。本当に参照してもらいたかったのは、「法律時報1975年10月臨時増刊 憲法と平和」(日本評論社)所収の「憲法九条の政策論 平和憲法下の安全と防衛」だった。軍事力に依拠した防衛論を徹底的に批判した後、「平和憲法下の防衛構想」を小林は以下のように展開した。

「武力によつて国際紛争を解決する在来のパワー・ポリティクスをかなぐり捨てたところに、平和憲法の真骨頂がある。後でも述べる通り、憲法の徹底した平和主義は、侵略や圧制を無抵抗に甘受すべきだといふのではない。その基本的意味は、暴力とくに軍事力による戦争〰防衛方法だけ——伝統的観念によればそれが主たる自衛手段であったが——を自ら放棄した点にある。」

「非武装抵抗は、無気力な敗北主義でも、力に拝跪する無抵抗主義でもないということである。そのような誤った認識や的はずれの非難は、軍事力だけが唯一の闘争手段だという古い軍事観念の所産にほかならない。非暴力による市民防衛政策を唱導して

いるジーン・シャープが、明らかにしたように、それは『無抵抗や怯懦とは正反対の態度』であり、『非暴力的行動とは、説得の試みであるだけでなく、力の行使である』。

シャープによる「非暴力の諸戦術」に言及した後、小林は次のように言う。

「これらの抵抗方式が成功するのには、一方では堅い信念と英知をもった能動的な行動者たち、すなわち『リーダーシップ・グループ』と、『訓練されたヴォランティアー集団』の存在と、他方では広い民衆の支持、つまり『魚』(中核抵抗者hard-core resistance)が動き回る『水』である民衆の存在とが必要である。」

この要件が満たされなければ、非武装・非暴力を基盤とした「市民的防衛」は不可能である。未だその条件が整わない時に「軍事侵略」があつたらどうするのか。あくまでも「抵抗」にこだわるのなら、自らが急に武器を取る事ができないにしても、武装抵抗・軍事力による防衛を、消極的にはあれ、支持・支援せざるをえないのではないか。

では、自衛隊の存在と軍事訓練を認めてしまうのか。それはできない。平時においては「九条実現」を唱えて、あくまでも非武装を追求するのが本筋だ。

これは明らかに「矛盾」である。「突き通すことのできない盾」と「どんなものでも突きぬく矛」との同時存在を容認することである。しかし、M・ヴェーバーの言う「暴力のプラグマ」の現実の中で、「暴力には暴力を」という武装防衛が当たり前とされる世界に、あえて非武装防衛を唱えることは、意図的に「矛盾」を作り出すことである。「矛盾」を承知の上でこそ、理想を実現するための行動が始まる。非武装・非暴力論者には、その覚悟が肝要である。

## 剣の教義

「剣」で何を連想するだろうか。恐らく「武器」だろう。その使用を考えるならば、「暴力」であり「戦争」だろう。

ガンジーの『わたしの非暴力』（みずす書房）の最初の一文の標題が「剣の教義」である。その一文は次のように始まる。

「卑怯か暴力かのどちらかを選ぶ以外に道がないというならば、わたしは暴力を勧めるだろうと信じている。だからこそ、一九〇八年にわたしが瀕死の暴行を受けたときに、もしわたしの長男がその場に居合わせたとしたら、彼はどうすべきであったか——逃げ出してわたしを見殺しにするべきか、それとも、彼の用いることのできる、また用いようと思う腕力に訴えてわたしを

護るべきであったかとたずねたとき、わたしは息子に、暴力に訴えてもわたしを護るのが彼の義務であると語ったのである。

けれども、わたしは、非暴力ははるかに暴力にまさることを、敵を赦すことは敵を罰するより雄々しいことを信じている。宥恕は武人を飾る。しかし、赦す側に罰する力があるときにのみ、自己抑制は赦しとなる。無力な者が寛大を装ったところで、それは無意味である。」

## 侵略と防衛の区別

「難題」と題された一文は、第二次世界大戦が始まって、連合国への同情を表明したガンジーに、異論を寄せた手紙への回答である。

「わたしは非暴力の徹底した信奉者として、またわたしの信念のゆえにこそ、わたしの同情を表明したのである。すべての暴力は罪悪であり、理論的には非難されるべきものではあるが、侵略者と防御者とを区別するぐらいは、アヒンサーの信奉者にも許されることであり、それはまた彼の義務でもある。その場合、彼は非暴力の手段によって防御者に味方するだろう。すなわち、防御者を救うために自らの生命を捧げるだろう。彼の介入は、戦いをより早く終わらせ、戦闘国の間に平和をもたらす結果にさ

えなるかもしれない。この論法を現在の戦争に適用するならば、もし会議派が積極的に非暴力的方法をもって連合国側に味方するならば、会議派の援助は連合国の主張を高い道徳的水準まで引きあげ、会議派の影響力は平和のために効果的に用いられることになるだろう。さらにまた、戦争が最後まで戦われたときにも、敗北者になんの侮辱も加えないようにするのが、特に会議派に課せられたつとめである。」

この一文をウクライナ戦争に応用するならば、「防御者」の側に属するウクライナ国民の戦いに同情を表明することは、許されるだろう。プーチンの戦争はNATOの東方侵略に対する「防衛」だと断ずる者たちがいることは確かだが、どの国の領土にどの国が軍隊を侵入させての「戦争」なのか、どちらが先に手を出したのかを考えれば、「侵略と防衛の区別」は自ずから明らかだろう。

私は「アヒンサーの信奉者」として、戦うウクライナ国民に同情を表明した上で、「非暴力」に限定した何らかの支援ができないか、工夫を重ねたいと思う。また、日本国政府に対しては、「九条実現」のスローガンを掲げ続けて、軍拡・改憲の動きに反対する。

ガンジーの論法に従えば、非暴力主義者

であり「殺すな！」を唱えながら、ベトナム人民の解放闘争支持を表明したのは、「矛盾」ではあるが、現実的な対応であった。「反戦」とはイコール「米軍撤退」であり、その要求のために反基地デモを行なった。自衛隊内部から「小西反軍」の闘いが起こり、反軍裁判を支援して「小西無罪」を勝ち取った。ベトナム空爆を妨害するために、横田基地で凧揚げをした。相模原の戦車を止める闘いそのものには参加しそびれたが、その後の徹夜監視は経験した。私の「非暴力」の信念とベトナム人民の戦い支援とは、「矛盾」しつつも両立しえたと思う。

## 休戦を利用したベトナム

1973年1月に休戦協定が成り、米軍は撤退したが、「北」と「南」の戦闘は続いた。そして75年4月30日、サイゴン陥落。だれの目にも明らかな「武力解放」であった。

この間、私たち「非武装・非暴力」派は、サイゴンで反政府活動を行なっている「市民たち」を、「北」や「南ベトナム解放戦線」と一線を画した、「非暴力」の「第三勢力」だと認定し、連帯を表明しつつ「反戦」運動を続けた。「政治犯」として囚われた仏教僧侶たちや戦争孤児の救援に力を注いだ。

「反戦」を「反軍」にまで深め、反戦・

反軍運動を恒常化しようとの動きが活発だった。小西反軍裁判、軍事問題研究会、反軍連絡会議である。私はこれらの全てに関わった。より身近な運動として、非暴力行動準備会と「自衛官と連帯し習志野基地を解体する会（略称・自習解）」を結成した。ベトナム戦争終了の75年は、このように賑やかな年となったが、今思うと、「反戦・反軍」のピークであった。

ウクライナ戦争も、一刻も早い停戦が望ましいが、プーチンの時間稼ぎを利用するものであつてはならない。ベトナムの場合は逆の立場であつたが、「北」側による「悪用」だったことが今では明らかになっている。「武装解放」論者たちは、被害の程度を弱めたのだから、「北」の判断を全面支持するとしたようだが、私は賛同しない。当時から淡い疑問を感じていたのだが、「侵略」への対抗ということ、思考停止してしまつた。4月30日の「解放」を素直にやるこべなかつた。

今回私が「矛盾」という言葉にこだわるのは、思考停止を避けたいからである。自身の「非暴力」と「九条実現」の闘いと、ウクライナ国民の防衛戦争支持の両立そのものについて、誤りだとは思わない。しかし、それが「矛盾」であることは、正確に自己認識しておきたい。そして、ウクライ

ナの歴史やロシアとウクライナの近年の関係を学ぶことで知ることができた、「事実・真実」から目を背けないようにするつもりだ。

ロシア政府が拷問や虐殺について、納得できるような弁明をしないのはおかしいと思う。

NATOの東方拡大自体は問題だし、ゴルバチョフとの口約束だったとの言い訳も通ると思えない。

オレンジ革命はともかく、マイダン革命の暴力性は、「非暴力」の立場からすれば追及されるべきだろう。NATOによる軍事援助もこれなくしてウクライナ国民は戦えなかつただろうが、他の選択肢はなかつたのか、検討する余地がある。ロシア語使用禁止やミンスクス協定不履行も疑問である。ゼレンスキの「英雄」的熱演は評価するが、開戦回避に全力をつくしたかには疑問が残る。「兵器を送れデモ」は止むを得ないという立場をとるが、まずは「戦争をしたくはないが」という意思表示をしてもらいたい。

それでもなお私は、「非暴力」の信念はそのままに、ウクライナ国民の戦いを支持したい。

(ふるさわ・せんけい／日蓮宗浄鏡寺住職)

# 皇室情報の検証——〈象徴天皇家〉と憲法をめぐる問答⑨

## アメリカじかけの象徴天皇制——〈大衆天皇制〉

天野 恵一



イラスト：ほしのめぐみ

——「2・11&2・23」連続行動、「紀元節」と「天皇誕生日奉祝に反対する行動」で、2・11デモ、2・23討論集会での問題提起発言。3月11日の

「東京電力」本社前抗議行動その後の「日本電源への、東海第二原発再稼働やめる」の行動」。足元がふらつきながら、動きまわっている天野さんを見てきました。本当に「ゴクロウサン、でも無理しすぎじゃない。」

天野 ウン、本当にヘトヘト。でもこの状況じゃいたしかたないよ。

——なんか涙水すすりながら動いてたけど、病身なのに花粉症もひどいそうね。でもね、今ときに対応できる薬いっぱい売っているから、そんな眼シヨボシヨボ、お鼻グズグズで動きまわっている人をあまりいないわよ。薬局へ行くべし。本当にあたりまえの生活レベルの事は、てんでダメなんだから(笑)。  
天野 オイ、脱線しているスペースはないぞ。本題へ行こう。

——「大衆天皇制」論と皇室スキャンダル。これですね。でも、2・23集会での話、「統」協会と象徴天皇制」では象徴天皇制はアメリカじかけだという事を力説していたじゃない。この点をまず説明して。

天野 ハイ、「大衆天皇制」象徴天皇制」問題の前提として押さえておくべき問題だから、ちようどいいや。

岸信介ら、自民党のリーダーたちや民間右翼の大物は、「反共」勝共」で、統一教会と長く共闘してきたわけだけど、昭和天皇自身もアメリカを中心とする、冷戦構造をつくりだしていく戦後の「反共」政治に合流する事で、敵にすぎりつき抱きかかえられて延命した。ヒロヒトだけでなく、軍部のトップ、主に陸軍に戦争の責任をなすりつけた、多くの政治家の支配者たちもそうだ。冷戦の起源は、第二次世界大戦中に、すでにあるわけだけど、「ファシズム

三国」対「民主主義国家連合」の戦争は、勝者の「民主主義グループ」が内部に鋭い対立を生み出しつつ戦後を迎えた。この歴史的条件に助けられて、天皇制ファシズム国家のリーダーたち(トップはヒロヒト)は、アメリカ占領期を通して、ほとんどなんの責任も取らずに「民主主義」へ大転向。アメリカには戦争中に、すでに天皇を中心にした占領政策をプランニングしていた強力

なグループがおり、それが実行されたという事実はかなり資料的根拠をもってこの間、明らかにされて来ている。

——ストップ。もう少し具体的に……。

天野 あのね、例えば空襲。アメリカは皇居(敵のトップの城)へはストレートに爆弾投下をしないという方針だったらしいの。戦後、占領政策に天皇制を活用するために。それと「東京裁判」、天皇ヒロヒトを被告にしなかっただけじゃなくて、関係証人として法廷に引っぱり出すことすら、しないというインチキな方針が貫徹されたでしょう。そうした方針の下に「人間」宣言させ、国民主権下の象徴天皇制への憲法上のつくりかえが実行されたわけだ。

——フーン。そうなの。

天野 ウン。この話は、アメリカの対ソ(反共)政策が必然化した線なのね。この問題、いい本がつい最近出た。彦坂諦さんの『天皇のはなしをしましよ』——「あたりまえ」だとおもっている事は、ほんとうにあたりまえなのかしら(「戦争と性編集室」です。この第五章のタイトルが「象徴天皇制ってアメリカ制なの?」です。彦坂さんは、そこでこう主張しています。

「……………、このいまの『象徴天皇制』というの、なんのことはない。日本古来の伝統なんぞとは切断されたところであら

れた、メイド・イン・USAのしろものであるからです。わたしもこれまで日米の『合作』であるといった言いかたをしてきましたが、ここでハッキリ、アメリカ製であると言い切ることにします。／むろん、USAという国家の、その出先機関であるGHQの占領政策から発したこの企画に何とかして「国体」（あけすけに言えば裕仁天皇の肉體）を保全しようとする旧『大日本帝国』の支配層がすりより、のっかったことは事実です。しかし、『象徴天皇制』創出の主体は、あくまで、アメリカ占領軍の側にあつたからです」

——ナルホド、天野さんと同じような主張ね。

天野 続けますね。

「じつは、象徴天皇制についてもっとよく知りたいとのぞんだひとに、てごろな読み物として中村政則『象徴天皇制への道』（岩波新書、一九八九）をすすめたところ、その読後感の冒頭に、そのひとは『愕然としました（中略）。戦後、天皇が退位することもなく天皇制が残ったのは、ミモフタもない言いかたをすれば「占領コストを安くあげるため」という理由が一番大きかったのでは、とわかったからです』と書いてきました。／この本は、じつは、この『象徴天皇制』を創出するのにおおきな影響力をもった『知日派』の外交官ジョセフ・グ

ルー（一九八〇～一九八五）の著書『滞日十年』をもとに、いえ、それだけではなく、ハーバード大学『ホートン・ライブラリ』に所蔵されている『グルー文書』といった原資料を精細に分析し、そこから得られた結論を、研究者ではないひとにもわかるように、平易に書いているものなのです」

——ハイ、くぎりましようね。思い出しました。

彦坂さんて、以前に、天野さんに売りつけられた

『文学をとおして戦争と人間を考える』（れんが書房、2014年）の著者ですね。

天野 そうです。僕たちがやった、彼を講師とする、「戦争文学」の連続講座の記録ともいふべき本の著者です。キチンと読みましたか？

——イエ、厚い本だったから。もちろんパラパラと大部分は読みましたよ。嫌味な聞き方ですね！

天野 イヤ、そんなつもりはマツタクありません！『天皇のはなしをしましょう』のほうも、ぜひ、読まれることを薦めようと思つて。引用した部分だけでなく、全体がステキな本ですから。もちろん、いくつかのこまかい論点で、異論がないわけではないのですが、基本的に強い共感を持つて読みぬける「象徴天皇制」論に、ずいぶん久しぶりに出会つたものだから。楽しい読書でした。

——ナルホド。じゃ、もう一点、2月23日の討論

## 天皇のはなしを しましょう

「あたりまえ」だとおもっていることは、ほんとうにあたりまえないのかしら？

彦坂 諦

「日本に天皇制が必要だよ」と思う、その「あたりまえ」をひっくりかえす。

集会で、「皇位継承問題のゆくえ」のテーマで天野さんといつしよに問題提起者だつた桜井大子さんが、とつても、おもしろい話を紹介していただきました。

天野 エツ、ナンだっけ。

——右派（「国体」派）の中でも女性天皇論グループが動きだしているという、あの街頭情宣グループ「時間がない」「女性天皇」「皇室典範改正」といったのぼり旗を出した。

天野 アア、資料に写真が入つていた「女性天皇とともに明るく日本を実現する会」の活動ね、僕もはじめて知つたけど、タマげた。

——デモ、「アメリカじかけの象徴天皇制」なら、「女性（系）天皇」であたりまえという流れで、天野さんの話とつながつただけだ。まちがつた理解？

天野 イヤ、まちがつてなんかいないけど、少々単純化し過ぎ。「国体」≡「神権天皇」



は、アメリカじかけの段階で、もう内容は空洞化した単なるタテマエ以上のものではないイデオロギーにすぎなくなっているけど、そうだからこそ、彼らのこのタテマエだけは公然と崩壊させるわけにはいかない、というギリギリの抵抗が、安倍政治にも助けられて、女性（系）天皇制への流れをこんな風に長くストップさせてきたのも事実だから。

——ハイ。でも「愛子天皇」を考えているのなら、もうまにあわないんじゃない。この間、愛子さんに「お婿様候補」あらわれるの女性週刊誌記事がしきりと出だしているでしょう。早大卒の男だ、いや東大卒のほうだなんて調子で。

天野 よく読んでいるね。

——このインタビュで、天野さんに訓練されましたから（笑）。旧宮家だろうが結婚しちゃったら、天皇になるってわけにはいかないでしょう。

天野 ウン、今の「皇室典範」のままだったらね。民間の男とくつついたら「民間人」になっちゃうもんね。だから、あせっている人たちがいるんじゃない。

——どうするの？

天野 そんな事、僕たちが心配するような事ではないでしょう！

——（笑）、それはそうなんだけど、気にならない？  
天野 マツタク、なりません。名前が出ている男は、「旧宮家」だから、「旧宮家の皇

籍復帰」路線の男系主義者がハシヤいでいるようだけど、こうした問題は、まだまだ情報が出てくるだろうから次回以降で、もう少しキチンと情報をまとめて論理的に整理して論じたいですね。

——ハイ、ハイ。私としては、この話を大衆天皇制論議の、今日的素材として使えないかと、思ったんですけど。だって、あのね、今の上皇后美智子さんが、「民間」からはじめて入ってきた、それも皇太子との「自由恋愛」で、ということ、ブームがまきおこった、いわゆる「ミッチーブーム」状況の中で書かれた論文なんでしょう。松下圭さんの「大衆天皇制論」で。

天野 もちろん、そうです。書かれたのは『中央公論』の1959年の4月号です。この論文を収めた1988年に出版された『昭和後期の争点と政治』（木鐸社）では、「あとがき」に著者のこんなコメントがっています。

「大衆社会をふまえた大衆天皇制という問題設定が言語矛盾、というより現代における政治矛盾をしめすため、当時から広く関心をもつてむかえられた。／一九五九年のいわゆる皇太子結婚ブーム、いわゆるミッチーブームにあたっては、天皇・戦争をめぐる体験の相異によって世代間にそれぞれ発想の断絶があるだけでなく、心情実感レベルと既成理論レベルのコメントしか

みられなかった。このため、『戦後民主主義』について『大衆社会』の論理の中に、それを位置づけなおすことを主題として論じた。／なぜ、敗戦において天皇制は残ったか、また天皇の戦争責任とは何か、アメリカないし連合国の占領政策との関係は如何、という問いはきびしく今日も問いつづけられているが、この論点と本稿でみた皇室イメージの『戦後』への適応とはレベルを異にして論じうるものである。／このブームは、第一章に天皇の規定をもつ国民主権型憲法という矛盾をはらむ新憲法ブームであったが、その結果また恋愛公認元年となったことを留意したい。皇室すらも恋愛で結婚するというイメージがマスコミによって拡大されたのである。戦後もアメリカ映画や恋愛小説のなかにしかなかった恋愛が日常の公認となり、結婚の戦前型方式を固執する旧世代に衝撃となった。この衝撃は日常生活でひろくひろがっていくだけでなく、政治衝撃ともなり、〈国体〉を裏切る皇室というような批判も出てくる。だが、このブームによって、戦後型皇室イメージの成立となる。つまり皇室イメージの『戦後』への適応がおこなわれたのである」（傍線引用者）。

——ハイ、それで？

天野 それが戦後天皇制、象徴天皇制の定

着を示すマスコミ大イベントであり、その論文がシャープにそれが生まれた状況を切りとり論理化してみせたことはまちがいない。だから、この論文の影響力は巨大。「大衆天皇制」という奇妙な「矛盾」した言葉は、マスコミ用語としてもよく使われるようになっただけでしょう。でも、ここで私が言いたい事は、アメリカの、天皇の戦争責任を不問に付した占領政策と、皇太子・ミチコブームによる象徴天皇制の定着の意味という問題は「レベルを異にして論じる」事は確かだし、松下は、そういうものとして論じているが、「同じレベル」で論じたらどういふことが言えるのか、という点に今の私は執着したいのです。

——ウーン、少し分かるけど、より具体的にはどういふ事？

**天野** アメリカかけの象徴天皇制は決定的に神権（国体）天皇制の内実を破壊することで成立しているという歴史事実にもっと強く着目して考えたいということです。

あのね、1980年代にスタートした私たち反天皇制運動（反天連）の結成は1984年は、もちろん、批判のターゲットは、戦後の象徴天皇制それ自体でした。かつての侵略戦争や植民地支配のトップの天皇の責任を問いつける作業、それが象徴へとモデルチェンジしながら延命し続けていることへ

の無責任を問う、というアングルでした。

共産党系などの戦後民主主義派の戦中と戦後を決定的に断絶させ、戦前（中）の神権（現人神）天皇が象徴天皇制の中に復活する、かつての天皇制が復活する（反動化する）ことへの批判という方法（戦中と戦後の断絶を前提にした論理）とは別の「神」から「人」への外面的な決定的な変容の中を貫徹する、連続する天皇制の問題をこそ明らかにし批判しようという運動でした。私たちは、かつての天皇制がそのまま復活するなどは考えなかつたという意味で（断絶派）でしたが、戦後民主主義派が（断絶説）が前提なら、戦後民主主義の成立を単純には前進してと考えず水面下で連続している無責任制をついた私たちは（連続説）だったといえると思います。

ところが私は、90年代は沖縄の反基地に連帯を目指す、「本土」の反派兵・反基地・反安保行動の方にも深入りし、沖縄現地には、何度も足をはこぶ日常になって、アメリカの占領の時代の重さが、よく理解できるようになつたのです。むきだしの占領は終つても今日まで、ある意味での占領（沖縄「ヤマト」を貫くアメリカの軍事・政治支配）は、それなりに隠然と持続しているという実感を持つようになりました。

——ハイ、それで。

**天野** 天皇制についても単純な（連続）ではダメだと強く思うようになったのです。戦後民主主義派の戦後の強い価値づけからする（断絶説）とは別、アメリカの占領民主主義がもたらした決定的な断絶（アメリカじかけの象徴天皇制というアングル）への深い認識からくる（断絶説）。これを前提に象徴天皇制批判は、くみたてなおさなければならぬと思うようになったのです。

——天野さんにとっては、重大な視点の転換であつたのですね。その点はよく分かりました。でも何が具体的に新しくみえてきたのかは、まだ、よくわからないわ。大衆天皇制を定着させたミッチーブームが60年安保闘争や60年安保条約改訂と歴史的に重なつていたことの問題なのが、おそろくあるわけね。

**天野** ハイ。もちろん。

——またもや、時間切れ。「大衆天皇制と皇室スキャンダル」という今日的テーマの入り口の入り口で終つてしまいました。それに話はドンドンこむずかしくなつてきているけど、なにやら重大であることは私なりに理解できます。本論はより具体的に次回で。

**天野** 関連する論文、読んできてくださいね。

——わかりましたよ！（笑）。

（あまの・やすかず／本誌編集委員）

## 〈よその〉目線の広島⑥

# G7「応援」の画一的な 明るさと、そこから少 し逃れた夜と

田浪 亜央江

今年の元旦、腰が突然不穏な気配になった。自宅から太田川と平和公園のあたりをぐるりと一周する3キロあまりのジョギングを久しぶりに再開し半月ほど過ぎた頃だ。世に名高い、「ぎっくり腰」の激烈な痛みには到底及ばないはずだが、下手をすればそれにつながる気配を感じさせる。せつかく習慣化しかけた朝のジョギングだ、怖いので泣く泣く打ち止めにした。

久しぶりに味わっていた、身体を動かす気持ち良さをこのまま忘れるのも残念だと思いい、しばらくしてからママチャリに乗ってみた。自転車をこぐだけなら、私の腰は大丈夫だ。中心部の市街地では走りにくいので、自然、それとは反対の海のように向

かうことになる。自宅からほぼまっすぐ、4キロほど南下すると、沿岸部にある三菱重工の工場に行き着く。かつて朝鮮人徴用工も動員されていたかつての三菱重工広島造船所で、ここでは人間魚雷も作られていたという。フィールドワークには良いとしても、工場敷地に阻まれて海は見渡せないから、朝の運動の目標地点としては魅力に乏しい。

別の朝には太田川と元安川を越え、東に移動してから南下してみた。ちよつと遠いが沿岸部まで出ようとすると、京橋川の河口に架かった宇品橋を越えることになる。600メートルを越えるアーチ形の橋で、上方からは広島湾が一望出来て爽快だ。何度か車で来たことはあるが、自転車や歩行者用の通路が両側にあるのに初めて気が付いた。自転車で上まで登るのはけっこうきついが、腰に負担なく足だけに負荷をかける運動のようだし、登り切った後、海を眼前にしてスイスイと下るのは楽しくて、まるで中学生のような気持ちになる。

山間部にある大学への自動車通勤は別として、もつと意識的に自転車を使おう。今年はそのそろパレスチナにも行きたいから、体力づくりをしておかないと。……帰り道、そんな殊勝なことを考えながら吉島通りを通っていると、ふと違和感を覚え

た。もともと（原爆の影響もあって）やけに道幅が広くて殺風景な道だが、なんだかさらにスカスカなのだ。舗装が直されていることにまず気づき、すぐに先日の新聞記事と結びついた。G7サミットの参加者の移動ルートとして想定される主要道路の改修工事が進んでいるという話である。景色がスカスカなのは、要はテロ対策で見通しを良くするために、中央分離帯の植栽や標識がすべて撤去されているからなのだ。

道路の「改修」は、それからあちこちで気が付くようになった。これから区画線を引き直すため、ガムテープほどの幅の仮の白線が付いている場所も多い。サミット関連の道路整備だけで、市と県は合わせて64億円以上を費やすという。停止線の消えかかっていた交差点が改修され、道路区画線がすべてくっきり見えるようになっていると一瞬嬉しいが、本来サミットなんかと関係なく整備されるべきだ。きつとサミットが終われば市や県の財政はますます不健全となり、こんな道路は放置されペンペン草も生えない姿になるだろうと想像する。

地元紙はG7サミット関連の準備が進んでいることを連日報じる。「広島サミット県民会議」のウェブサイトでは、サミットのPRに関わるならどんな小さなことでもいちいちアップする。私が一番嫌なのは、

子どもや若者の動員だ。地元の幼稚園・学校にはすべて市や県から「協力要請」があり、それに沿ったサミット関連の特別授業や、「サミット参加国の言語であいさつ言葉を入れて歌おう」といった類の活動が考え出される。私の勤務先は、「〇〇大学は

広島サミットを応援しています！」という恥ずかしいコピーを、地元の大学でもっとも早くホームページに掲げた。学部レベルではそれでも、「要請があつた場合に協力するかしないかは、教員の判断」と確認されたが、サミット期間中とその前後を「全学休業」にする措置は、事務方が勝手に決めてしまった。この時期の交通総量を50%に抑えるという県警主導の要請への対応のようだ。何と、代わりに五月初旬のゴールデンウィークの半分が、「平常授業日」になつている！

地元の市民運動のメインストリームは、「G7サミットを機に、核兵器廃絶を訴えよう」というものだ。この路線で熱心な人が身近にいないのは幸いだが、お世話になつている被爆者とのあいだでこの話題になつたら微妙だ、と想像する。ただ、「敵基地攻撃能力保持」に代表される岸田首相の路線に反対する声は当然ながら強く、メインストリームだつて決して一枚岩なんかじゃないことは分かる。対して上述の、あ

ちらこちらの「応援しています！」の発信源こそは、厳戒警備と動員態勢をソフトなムードに包み、一切の議論をはねつける無内容で画一的な明るさを示して底知れず不気味だ。

勝手にそれと名乗る「主要国」が、「共通の価値観」といういかかわしい題目を掲げて互いに結束を誓い合うセレモニーそれ自体の気持ち悪さに加え、戦争や死刑の実行主体である「国家」と、それに弾圧される振り回される「個人」または「民衆」との、絶対的距離や対立を見ずに国家の側に無自覚に立つことの危うさ。国家の制度を使い、その中で暮らしつつも、国家と自分を峻別し続けることがその人の身を守ると思うし、私がパレスチナなどアラブ人らの社会に惹かれる要素の一つはこういう、国家との距離感・緊張感のありようだ。

サミット関連の話題にいちいち呆れるのにも疲れた頃、広島で「死刑」について考える機会を頂き、喜んで引き受けた。「カフェ・テアトロ・アビエルト」という、広島の外れにあるスペースで開催される「死刑囚の絵展」のオープニング・トークの進行役だ。広島に来る前、複数の知人から「アビエルト」主宰者の中山幸雄さんのことを教えてもらったことで比較的すんなりここに顔を出せるようになり、過去の「絵

展」にもこれまで2回、足を運んできた。

「なぜ死刑囚の絵展を開催しているのか」と題したトークで、現在77歳になる中山さんは、1968年の山谷労働者による暴動後の救援運動との関わりや、70年代の東アジア反日武装戦線による闘いによって「仲間が死刑判決を受ける」事態が起き、初めて死刑と向き合うことになつた経緯からゆっくり話を始めた。もう一人、40代後半の秋本大介さんは、中山さんの「絵展」の活動を今後引き継いで行きたいという立場から、「アビエルト」との関わりについて話した。

トーク後の歓談は深夜近くまで続く。死刑廃止は当たり前だと思つてきたので掘り下げて考える機会は意外となかつたが、死刑を考えることは国家を考えることだと改めて思う。この場所と出会えるようにしてくれた、細く長くつながつて来た知人たちにも感謝しながら、死刑制度をもつこの国の、内容についてとやかく口を挟んでくる公共施設ではなく、制約のない自由な空間がこのようにあることの大切さをかみしめた。中山さんはそんなつもりはないだろうが、何だかここが息苦しい広島における避難所のように見えて来たのだ。

(たなみ・あおえ／中東地域研究)

# 市民意見広告運動事務局

## 市民意見広告運動

### 報告とお願い

3月20日は米軍他の有志連合によるイラク侵攻から20年でした。そして市民意見広告運動の第一回の意見広告掲載(2003年5月4日)から20年ということになります。

イラク戦争に反対するその意見広告「武力で平和は創れない」にこういう一節があります。

「イラクが米国を攻撃してもいけないのに、アメリカはイラクに先制攻撃をしかけ、莫大な大量破壊兵器を使用して数千の民間人を殺し、イラクを占領しました。他国の政府が気に入らないからといって、それを武力で転覆させるようなことを、世界で通用させてはなりません。」米軍をロシア軍、アメリカをロシア、イラクをウクライナと読みかえたら、今と同じことが20年まえから起こっていたのです。今と違うのは、当時日本を含む「国際世界」がアメリカのイラク侵略を認めていたことです。今、日本のマスコミや多くの人々がウクライナの人々へ寄せる気持ちを当時の「私たち」は

イラクの人々に持っていたでしょうか？そして、イラクの人々の苦難はいまも続いているのですが、そのことに「私たち」はちゃんと思いを馳せているでしょうか？(今まで22回の意見広告は市民意見広告運動のホームページでご覧いただけます)

さて、市民意見広告運動では、賛同者の名簿作りと平行して、掲載する意見広告の文章を作っているところです。これを書いて3月25日時点では、内容がほぼ完成しています。これから掲載紙を決定したら、新聞社の審査をうける(掲載する文章の事実関係の確認など)ことになります。デザインは今年も本誌で毎号エッセイを執筆してくださっている鈴木一誌さんが引き受けてくださっています。どんなデザインになるか楽しみです。皆さんに「埋め込み文字はこれをお願いします!」とこちらから提案させていただきます。いるので、出来上がるのをワクワクしながら待っているとところです。

2023年 第25回)市民意見広告運動 誰でも参加できる紙上のデモ

## ストップ大軍拡! 武力で平和はつukれない!

2023年5月3日(憲法記念日)の新聞紙上に憲法9条改憲反対や平和を訴える意見広告を掲載しよう

自民党改憲案の目玉である憲法9条への「自衛隊明記」は、違憲の安保法制のもとで自衛隊が米軍と一体になり、日本を世界のどこでも「戦争できる国」に変えることです。安倍元首相銃撃事件は、旧統一教会と自民党との深い関係を明らかにしましたが、この反社会的団体の改憲案と自民党改憲案が「緊急事態条項」の創設や家族制度重視の考えなどで類似していることを忘れてはなりません。



昨年12月、岸田政権は安保関連3文書を閣議決定しました。その内容は憲法の平和主義を葬るにひとしいものです。「反撃能力」と言い換えた「敵基地攻撃能力」保有を明記し、長射程ミサイルや、航空機から潜水艦までを無人化する能力(無人アセット防衛能力)導入などのため防衛費を5年で43兆円、GDP比2%に膨らませ、財源としての増税を打ち出しました。これまでにない規模の軍事力拡大です。軍事力はそれ自体が他国にとって脅威です。その脅威に対抗するため互いに限りなく軍事力を競い合えば、「抑止」どころか国家間の緊張を高め、軍事費の増大が自国の経済を圧迫して人びとのいのちと暮らしを脅かします。

「誰でも参加できる紙上のデモ」5月3日憲法記念日に意見広告を掲載する市民意見広告運動に参加して、「改憲させない!」「ストップ大軍拡!」の意思を表明しましょう。「攻められたらどうする?」という問いには、憲法9条を真に実現する政治がその答えだと訴えましょう。信頼を構築する外交を重ねて紛争の種を摘み、戦争を起こさせない環境をつくる、ことです。

ロシアによるウクライナ侵攻は、他国への侵略を禁じた国連憲章に基づく国際秩序を揺るがしています。日本は満州事変以降15年にもおよぶ長い戦争を起こし、多くの人びとを殺傷した反省の上に立ち、9条で国権の発動としての戦争と、武力による威嚇や行使を永久に放棄することを宣言する日本国憲法を1946年に公布しました。憲法の平和主義は痛恨の戦争体験から、人びとが「戦争だけは二度としてはいけない」と悟った結果なのです。大軍拡と改憲によって日本を再び「戦争できる国」に戻してはなりません。この賛同呼びかけチラシを周囲の人に手渡し、その声を大きく成長させてください。

(この払込取扱票つきチラシは送料とも無料で必要枚数をお送りします)

※意見広告の掲載紙、賛同方法などは裏面をご覧ください。

2023年2月20日

市民意見広告運動/市民の意見30の会・東京

### 市民意見広告運動

〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206

TEL 03-6435-2030 FAX 03-6435-2031

Eメール info@ikenkoukoku.jp ウェブページ https://www.ikenkoukoku.jp

\*この運動は、いかなる政党・政治団体にも属さない市民運動です。

\*常駐スタッフがおりませんので、お問い合わせはメール、FAXもしくはお手紙でお願いします。



(スマホでウェブページが読めます)

北原博子(きたはら・ひろこ)市民意見広告運動事務局

本号がお手元に届く4月10日はお名前前を掲載できる締め切りをすぎますが、賛同は受け付けておりますので、よろしくお願ひします。

## ★粘り強く「原発NO」を!

東京都中野区 川口和正  
原発推進に舵を切った政府に対して、「原発NO」の声を粘り強く上げつづけていかねば、と思います。

## ★大きな連携や共同が大切

大阪府高槻市 三上弘志  
色々な場面で差異を超えた大きな連携や共同が大切だとつくづく思います。デモ、維新の会や参政党はベース(根元、スタンス)が違うなああと考えてしまいます。それを解り易く伝えなといけないのでしようが難しいですね。

## ★憲法違反の閣議決定

東京都国分寺市 太田よう子  
マイナンバーカードに健康保険証をひもづける閣議決定は国民皆保険制度を根底から崩すもの。国民のコンセンサスを取りつけられない法を閣議決定などするのは憲法違反であると思う。

## ★戦争に加担せず座して死んでも仕方ない覚悟

北海道札幌市 谷代久恵  
最近では腹立たしいのを通り越して悲しくなります。敵基地攻撃能力などと「あつてはいけないうこと」をお題目に防衛費を増額することです。

若い人を兵士にし、武器を持たせたくありません。食料供給が断たれての餓死もイヤです。戦争に加担せず座して死んでも仕方ない覚悟です。

## ★一人で集会に参加

東京都港区 長尾啓子  
いつも情報提供有り難うございます。東京生活は慣れてきましたがまだ人との交流がありません。19集会も一人で毎回参加しています。一人参加です。交流のチャンスがあれば。高齢ですが、いろいろな平和活動に参加しよう努めています。

## ★平和が遠ざかった

愛知県名古屋市 川村ひろみ  
アツという間に平和が遠ざかってしまった。何とかしてこの地点で踏みとどまってほしい。主体となれない自分に疾しさを感じます。

## ★憲法9条は日本滅亡を防ぐ最後の砦

北海道函館市 俵 浩治  
194号の飯島先生の文章にあった「平和ボケ」の指摘は痛烈でした。私共の読書会でも、地元紙の「9条の死という分岐点」というコラムを読み、軍事大国化を目指す愚かさをあらためて認識。憲法9条は日本滅亡を防ぐ最後の砦だ、と信じています。

## ★国民を守るといふ勘ちがい

愛知県名古屋市 波多野和子  
いまや、戦中。軍拡が国民を守るといふ勘ちがい私たちが戦争のできる国へとひきずりこんでゆくようにしています。未来を生きる孫た

ちにそんな世の中はわたせない!!!

## ★醜い岸田政権

千葉県松戸市 青木望・和子  
岸田政権の醜さには言葉もありません。まさか、これ程とは、思いもよらない事でした。でも希望は捨てたくありませんね。

## ★あらゆる軍事同盟に反対する

神奈川県川崎市 関口 実  
プーチンによって、この瞬間も人びとが殺されている。この戦争を一刻も早く終わらせなければならぬ。どうしたら良いのか。「ロシアが持っている不信任」と「ウクライナが持っている不信任」を両方とりのぞけばいい。「ロシアが持っている不信任」をとりのぞくには、ウクライナを中立化すればいい。NATOを解体すればいい。

NATOの東方不拡大の約束があったかどうかにかかわらず、NATOの東方拡大は悪だ。私はあらゆる軍事同盟に反対する。「ウクライナが持っている不信任」をとりのぞくには、ロシアが即時無条件にウクライナから撤退しなければならぬ。同時にプーチンの戦争犯罪が裁かれなければならない。ロシアは民主化されなければならない。プーチンはウクライナとロシアと世界の未来のために自ら身をひくべきだ。それが無理ならロシア民衆の革命で打倒されるべきだ。

「力には力で」「核には核で」、こういった考えの行き着く先は人類滅亡だ。

軍事郵便

釜井 清

釜井市太郎・栄宛 12月13日着

拝啓 永らく御無音致しました。稔りの秋もすぎ鈴虫のねも寂しくきこえ、もう内地には木枯らしの風吹きすさぶ頃でせう。其後祖母様、お父様、お母様、弟妹皆様方にはお元氣ですか、お伺ひ致します。懐かしの故国を出て以来、小兵至極健康。椰子の葉茂る南国の地にて、元氣一ぱい日夜軍務に精勵致します故、何とぞご安心の程。茂次も入隊してゐる事です。昭三や皆様の写真と共に元氣にやつてゐますよ。弟の勤務先らして下さい。軍暇を見て便り出してやります。家の方へも度々便りだしたいのですが都合上やむをえません。二三次便りしましたが、この便りの方が早く着く事と思ひます。日本男児として兄弟揃つて、皇国の為御奉公出来る事を喜んで居ります。出発前母上よりの教訓を胸に力の限りがんばります。重ね々ですが私は国家に捧げた身体です。御心配なく弟妹達を御苦勞ですがよろしくたのみ

市民の意見30の会・東京  
2023年1月～2月 会計報告

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	147,500	印刷費*3	265,058
協力会費	60,000	送送費*4	199,460
敬老会費	290,000	編集経費*5	54,580
グリーン会費	1,000	旅費交通費*6	190,090
(会費小計)	498,500	家賃	244,446
カンパ	123,500	通信光熱費	40,200
事務所費分担*1	200,000	事務経費	73,356
雑収入*2	8,820	銀行手数料*7	5,995
受取利息	5	諸会費	8,000
		租税公課	0
収入計	830,825	支出計	1,081,185
		収支差額	▲ 250,360
前期繰越	12,612,961	当期残高	12,362,601

貸借対照表 (2023年2月28日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	63,955	預り金*8	253,000
預貯金	14,275,181	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	12,362,601
合計	14,819,136	合計	14,819,136

(\*1)意見広告運動事務所経費分担金。(\*)2)グッズ・冊子販売。(\*)3)会報195号印刷。(\*)4)会報ほかDM便等。(\*)5)執筆謝礼図書カード、通信交通費ほか。(\*)6)事務所通所費ほか。(\*)7)郵便振込通知書発行料含。(\*)8)意見広告運動費同金預かり分。

◎毎回のご案内ですが⇒会費期限(会報購読期限)は、お届けする封筒の宛名シール下部に記載されています。会計管理上、恐縮ですが会費前納は3年を越えないようお願いいたします。☆振込用紙には、送金用途の明記をお願いいたします。会費なのか、意見広告賛同金なのか、記入のないため照会のご連絡をしなければならぬケースがあります。皆さまの、ご協力・ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

ます。当地は相も変わらず暑い日が続きます。でも朝夕は涼しいですね。戦友一同真黒、志氣天をつくばかりですよ。南方特有の樹木の間立つた兵舎より、夜なんか窓より見れば繁みの上にポツカリ出た三日月や満天に銀砂を散らしたとも思はれる星、とてもきれいです。夜はとても静かです。内地の空!!想い出しては懐かしいですね。椰子の実パイヤも味ひました。でも果物は内地の方が美味しいですね。アーもう内地もみかんや柿の出盛りですね。戦友も時々話しては懐かしがつてゐます。イヤシンボみたいいらぬ事ばかり書き立てました。アハハ。御蔭で小兵達はなんの不自由なく過

して居ります。スコールの味も味はひました。内地の雨と一寸違ひますよ。来る日も来る日もはだかですごします。遠く故郷を離れご両親の御恩身にしみませ。御厚恩にむくゆべく一意軍務に努力致します。終筆乍ら御両親様始め皆様の御健康を蔭乍ら、南海の地よりお祈りします。福地先生及近所の人にもよろしくお伝へ下さい。広畑のおば様にもよろしく。故郷をしのびつ、さやうなら。

清より

画学生人名録 2009年8月15日刊  
(戦没画学生慰霊美術館「無言館」編「新版戦没

# 編集後記

◆戦後78年の今、タモリが「新たな戦前」という言葉をTVで吐き、私の身のまわりでもそれに共感する声をよく聞く、といった、本当にヤバイ状況に今、私たちは突入してしまっている。かつて、何度も戦後は終わったと宣言されながらも、日本人の時間尺度として長く使われ続けている「戦後」

について、西川長夫さんという比較文化論の研究者が「戦後につくられた現行憲法が存続するかぎり戦後である」、「国の最高法規」がそのままである限りは、戦後である。

その主張を眼にした時、私はマアそういう主張もありうるかと、納得したことを、「新たな戦前」論が話題にされた時、思い出した。しかし、戦争が始まってしまえば戦後憲法はそのままでも、「戦後」という時間は終わらされてしまう。だから西川テーゼは、やはり変だ。そんなことをアレコレ考えている、嫌な日常の中に今いる。

(天野恵二)

◆ウクライナの戦況を伝えたテレビ局のアウンサーが、「では次です」と一転明るい口調でスポーツの結果を報じ始めた時、違和感を感じ、思い出したことがあります。

死者の数が10万人を超えた1945年の東京大空襲の翌朝、アメリカの新聞紙上には大手デパートの新装開店の広告が華やかに大きく掲載されていたと知り、衝撃を受けたことを。今戦地にある人々は他国のありようを同じ思いで見つめているのではないでしょう。か。「では次です」と与えられる情報に甘んじてはいけけない、情報を選び取る力を持ちたいと痛感しています。

(阿部めぐみ)

◆四年に一度の統一自治体選挙の真ん中。吉川勇一さんは、国政選挙と同じくらい自治体選挙が大切と口を酸っぱくしていついた。年末から、候補予定者に同行しての支持者回り、ニュースレターのポステイング、選挙間近での電話かけ、公選ハガキの整理。応援する候補者への支援はたくさん。中の人となる楽しみもたくさん。ただ一つ、これが意見広告の追い込み時期と重なること。空いた時間にできることをできるだけだけ。

(北原博子)

◆チャットGOTが流行っている。Googleでも同じようなシステムを構築しているらしい。想像以上の回答のレベルの高さが評価されている。何千万件という各種のデータから質問に即した回答を瞬時に行なう。しかし世界から押し寄せる何万件もの質問の回答のために後進国の多数の若年労働者

が悪質なデータを排除する作業をしていることを忘れてはならないと思う。毎日ヘイトに満ちたデータを読むことにより心に病を持つ労働者が増えたという。AIの進化は新しい労働を生むが、格差も広がっていく。人間社会に本当に必要なものなのか、私は疑問だ。

(細井明美)

◆先月、日本テレビのニュース番組が、海上自衛隊イージス艦の海上訓練の様子を報道した。敵航空機から数発のミサイルが自衛艦に向けて発射された想定。自衛艦から迎撃ミサイルが発射された。敵ミサイルを撃破。敵機は、飛び去った。追尾はしない。2分間の訓練だった。取材した日本テレビ男性アウンサーは、「今、日本に危機が迫る中での重要な訓練」と高く評価した。本当に「危機が迫る状況なのか」、を検証することが今、報道機関には求められているのではないか。

(有馬保彦)

## 編集委員

阿部めぐみ

天野恵二

有馬保彦

(本号担当)

北原博子

西田和子

細井明美

(次号担当)

吉田和雄



---

編 集 委 員  
阿部めぐみ、天野恵一、有馬保彦、岡本和之  
北原博子、西田和子、細井明美（本号担当）、  
本野義雄、吉田和雄

# 会員の寄贈本紹介

吉田和雄 (よしだ・かずお / 本会事務局)

吉田和雄 (よしだ・かずお / 本会事務局)

有馬保彦 (ありま・やすひこ / 本誌編集委員)

細井明美 (ほそい・あけみ / 本誌編集委員)

北原博子 (きたはら・ひろこ / 市民意見広告連  
動事務局)

渡辺照子 (わたなべ・てるこ / 元派遣労働者・  
女性労働問題研究会運営委員)

関谷滋 (せきや・しげる / ベ平連・脱走兵支援  
活動に参加)

本田京子 (ほんだ・きょうこ / 本会事務局)

宮崎俊郎 (みやざき・としお / 「2020オリ  
ンピック災害」おことわり連絡会)

阿部めぐみ (あべ・めぐみ / 本誌編集委員)

岡本和之 (おかもと・かずゆき / 2022  
年期市民意見広告運動事務局)

福岡愛子 (ふくおか・あいこ / 社会学者・翻訳家)

有馬保彦 (ありま・やすひこ / 本誌編集委員)

有馬保彦 (ありま・やすひこ / 本誌編集委員)

宮崎俊郎 (みやざき・としお / オリニック災害  
おことわり連絡会)

細井明美 (ほそい・あけみ / 本誌編集委員)

松井隆志 (まつい・たかし / 大学教員)

高橋武智 (たかはし・たけとも / 本誌編集委員)



## 事務局だより

岸田大軍 拡を

止めよう

### ◆編集委員

阿部めぐみ、天野恵一、有馬保彦  
(今号担当)、岡本和之、北原博子、  
西田和子、細井明美 (次号担当)、  
本野義雄、野澤信一、吉田和雄